

## 東中島村誌

三七六

地租 七百四十八圓四十九錢九厘 所得稅 五十九圓八十二錢

其他國稅 八十圓

貯金は學校生徒の外なし生徒の賄金は年々増加の状況にして現今七十圓あり其の内二十圓は大洲領長師宮野神の浦は松山領なりしを維新後五ヶ村を一行政區となしたりして碑俗傳平野忍飛島創立の年代は詳ならざるも安和年間多田滿仲の遺臣(今の石崎嘉吉の遠祖)某北條より移住し漁業經營みたるより戸口漸次繁盛せしも文政年間大火の爲め全島殆ど灰燼に歸じ其後漸々家屋繁殖し以て現今に至りと云ふ

## 東中島村誌

沿革 本村は町村制施行に際し大浦小濱長師宮野神の浦の五ヶ村を合併し組織したるものなるが舊藩領の頃は大浦小濱は大洲領長師宮野神の浦は松山領なりしを維新後五ヶ村を一行政區となしたりして區の制度廢せられ大浦小濱神の浦は單獨長師宮野は合併し一行政區となりしを明治十八年に至り合併して一行政區となし町村制施行と共に一村に組織せり而して村名の起因は本島は通稱を中島といひ本村は其東半部なるによく名村とはなしたるなり

位置及境域 本村は温泉郡の西北部に位せる藝豫海峡中の中島(忽那島)を分水嶺にて二分したる其東南部にして西北は山を以て西中島村に境し東は關戸海峡を狹みて近い睦月島に對し襟瀬三里を隔てて北條地方及安居島を望み南は三里を隔てて興居島並に釣島に面し遠く十里を隔てて伊豫喜多の山嶺を望む

廣袤 東北より西南に至る直徑一里十四町南北廣さは二十五町狭さは十二町に下らず

面積 本村の總面積は七百九十五町八畝廿一步にして其内譯左の如し

田 九十九町四反四畝十八步 畑 二百五十町八反一畝九步

宅地 三十町六反三畝廿六步 山林 三百九十八町三反四畝廿一步

雜糧地 四町七反一畝廿一步

海岸線 本村の海岸線は其延長三里十六町十間あり

港灣 大浦灣は大字大浦字長崎と大字小濱字伊豫前にて抱合し灣口八町灣入十一町水深三十尺大船を碇泊せしむるに足る宮野灣は大字長師の稻が崎と大字神浦の赤崎にて廣く抱ける大弓狀灣にして灣口

一里湾入二十町水深三十尺あり灣内の神浦には泊港あり長五十間の突堤を築き西南風を避くの良港にして水深として大船を泊すべし

島嶼 殿島は小濱長師の境界線たる稻が崎の南方二町三十五間にあり周回十一町四十五間反別三町七十四歩全島岩石より成る大字小濱の地籍に屬す

小島は大字小濱字大串にあり千鶴傳ひに徒涉すべし周回一町二十間反別一反餘あり

城山は大字神浦にあり周回一町五十間反別七畝六步岩石より成る頂上には松樹を數株生し僅の水を灌め險崖絕壁にして登るに易からず往昔此頂に城あり「ノーヴ」城と稱し西久左衛門なるもの之に據りしといふ

「フグリ」礁は大字神浦赤崎の東南十五町にあり廻り十間満潮に際しては僅かに頭を顯はすに過ぎず航海者は之を認むるに難くして衝突すること頗々たり

「ショーゲン」礁は大字長師字「スコモト」より二町の沖に點在せる暗礁にして安政年間に之を利用して長二百餘間の大防波堤を築きしが十數年を経て暴風の爲めに崩壊し其石材散亂して幅三十餘間

## 東中島村誌

三七七

## 町村誌

## 町村誌

### 東中嶋村誌

三七八

長二町餘の磯をなれり  
關戸海峽は大串半島と睦月島との間にあり長十七町幅最狭き所五町潮流激しくして潮汐共潮流

岬角 大串半島は本村の東南に突出せる一大半島にして東西五町南北八町小濱の山林耕地は殆んどあり

高嶋海峽は高嶋と稻が崎との間の海峡にして幅二町半長二町急流渦をなし逆行甚因しき

岬角 大串半島は本村の東南に突出せる一大半島にして東西五町南北八町小濱の山林耕地は殆んどあり

### 東中島村誌

三七九

山 誌 本島最高部たる一合山(一名山狩山)は直立八百五十尺支脉四方に分れ各大字の境界を作る往昔海端の時潮の打ち越せしこと一合なりし故斯く名けしといふ之と對立して雄を競ふは大浦の北に屹立せる泰の山にして直立八百尺余之れも昔鯛の打ち上りられしに依り鯛の山と稱す山頂に「ツブ」と稱する所めり是れも「ツブ」貝の打ち上げられしに依れりと泰の山の東に「ミヤダ」山わり高七百尺之れに次げるは大串半島の高山にして高六百尺錐形をなし高く雲際に聳ゆ齋灘を航する船の目標たり神浦赤崎山は直立五百尺土質甘苦に適するにより開墾して畠となり頂僅に山林を存す長師「コザコ」山は直立三百尺に過ぎざる小岳なれども之に登れば全村一望の裡にあり

坂峠と稱する程の所あらず谷としては山狩谷川の奥谷大サコ谷宮野越谷大里谷を深しそす中にも川の奥谷最も深し崖としては長師の稻が崎を第一とす直立百五十尺崖下は蒼々たる高嶋海峽にして一

望肌に粟を生ず小濱黒岩の崖は黒き岩を以て築き上げたるが如く神浦「オンバ」が崖は虎斑石より成り何れも直立百尺険崖絶壁とは眞に之れなり

水 誌 油田川は大字大浦にあり山狩谷の溪水を集めて海に入る本村第一の川にして四季水の涸ることなし幅三間にして長五町あり之に次きて水多さは宮野の大川にして源を宮の越に接し大里谷の水を

合し海に入る幅四間にして長五町あり此水源たる高崖に高崖瀧あり高三十尺巾六間あり神浦大河原は幅一間にして長八町あり

池は灌漑用として小濱を除くの外各部落にあり耶大浦には八幡池以下九ヶ所長師には新池外五ヶ所

宮野には尾長師以下の八ヶ所神浦にはサキオガ以下十ヶ所あり而して長師宮野神浦分は藩制の領郡事業として營造したるもの多く大浦は八幡を除くの外明治七年以後配水區域の組合にて之を築造せ

氣 候 極暑の時攝氏三十五度に昇ること稀にして酷寒の時五度に降ること殆無し本島特徴の氣候として

夏季は風の流通よき爲涼しく冬季は風波荒れども温暖にして積雪を見ず常温としては寒暖より來る東風にして嚴寒の際は西風寒を添ふ

地質 沿岸は石英質の銀砂長く連り海底は遠浅にして海面よりは純白の砂を打ち上げつゝあり主成分は壤土と砂土とより成る山地に於ては粘土と砂利との混合なり岩石としては時に暗黒色の凝灰岩を見ることもあり犬子山より陶器の原料石を出す

天産物及其分布 魚類には鰯鮎子鰯等山林には松を出す

區割及政治 本村は町村制施行の際大浦小濱長師宮野神浦の五ヶ村を合併して自治体の一村となしたる者にして元村を大字とす村役場は初め大浦にありしが明治廿七年八月大字小濱に移せり

戸数 本村の戸数は九百七十二戸にして其内譯左の如し

大浦 三百十五戸 小濱 二百三十三戸 神浦 二百三十七戸

長師 七十四戸

人口 本村人口の忽數四千九百四十四人内男二千四百七十人女二千四百七十四人にして寄留民は六十二

人内男四十一人女二十一人なり  
人情風俗 概して質朴にして勤儉の美風あれども保守主義にして進取の氣象に乏し言語は各部落に於て發音語調を異にすれども概粗暴野卑にして自他尊卑の別立ち難いテニオハの接觸助辭を明瞭に言ひ度はさずして語尾を長く引く廣島地方の言語に酷似せり起座進退祝婚葬祭の禮節作法は古來の形式を捨てす隣保相扶くるの美風あれども往古より青年子女の風儀正しからず淫靡の風盛に行はれたる時代もありしが大に矯正せられたり衣服は古來實に質素なりしが世の風潮に伴ひ漸次奢侈に流れんとするを耻ぢず然れども此風近來漸次すたり外出には廣帯を著用するもの多きに至れり食物は米麥甘藷

樂として舊來相撲地芝居益踊なぞありしが地芝居は不經濟なるにより之をなすもの少なく益踊りは風俗改良の一着手として之を廢し青年の相撲僅に存せり近來簡易の娛樂として一般に歓迎せらるゝは浪花節にして芝居は毎年春季一二回興行す其外參宮とて十年に一回位青年の子女打ち連れ船を載し男女混浴之に乗り組み伊勢神宮に詣で京阪地方を遊覧するの風あり

教育 本村は延長一里に余り通學便ならるに依り三ヶ學區に分ち各區單獨の經營とす而して各區に區會議員七名つゝあり財産の管理は總て村長之を司る即大浦小濱を以て第一區とし東中島第一尋常高等小學校を置き長師宮野を第二區とし第二尋常小學校を置き神浦を第三區とし第三尋常小學校を置

明治五年學制頒布以來本村學校の沿革左の如し

集成小學校 明治七年大浦村に設立 全二十年三月三十一日廢校

高山小學校 全十一年大濱村に設立 全

菅山小學校 全年宮野村に設立 全

大浦尋常小學校 全二十年四月一日大浦小濱長

宮野前易小學校 全年全月全日全上位置宮野全年全月全日廢校

東中島尋常小學校 明治廿三年七月廿一日村立位高大字大浦全廿五年九月三十日廢校

全第二分校 全年全月全日設置位置神浦二十五年廢校

## 町 村 誌

### 東中島村誌

三八二

東中島第一尋常小學校 明治二十五年九月三十日第一區の設立にして大字大浦に置く。全廿八年四月二十日補習科を附設し全三十四年七月十二日位置を變更し校舍新築。全年七月廿六日高等科を併置す。全第二尋常小學校 全年全月全日第二區の設立にして大字宮野に置く。廿四年四月一日補習科附設全三十四年三月三十一日補習科廢止。全第三尋常小學校全年全月全日第三區の設立にして大字神浦に置く。廿四年四月一日補習科附設三十年四月一日位置變更し校舍を改築せり。學會としては加藤正寛山田友太郎の主管せる毎々夜學會大浦にあり又長師宮野に杉野節太郎の主管せる日進夜學會ありて數年繼續し青年の補習教育をなせしが明治三十九年よりは各大字青年會の事業として夜學會を開設し小學校教員之れが教師となり青年の補習教育を施せらる。青年團體 各大字共明治三十九年一月在來の若者組に改正を加へ青年會を組織す會の目的は會員相互の親睦を謀る學事を勵む協同一致の良風を養ふ勤儉貯蓄を實行す体育を勵む公益を勵む言語風俗を改良するにありて村長督勵の下に活動しつゝあり。衛生 各大字に衛生組合の設けあり避病舎の設備ありて清潔法傳染病預防法施行せらる衛生思想の發達に伴ひて醫藥の必要を知り良醫を聘せんとするの風漸く生せり。警察及裁判所 松山區裁判所東中島川張所は大字大浦にありて曉野東西中島神和四ヶ村の登記事務を執る。三津警察署東中島村巡査駐在所は大字小濱にあり。宗敎 全村佛教徒にして真宗二百七十戸眞言宗五百三十戸あり神道は五戸あるのみ眞宗は時々法話をなし以て宗旨を説明するにより信念深きものあれども眞言宗は宗旨を説くの故なき故信徒は僧侶を曰して葬祭家とし觀音大師を以て醫師と同視するもの多し從て迷信深く各社の加持祈禱をなすの風あり。

## 町 村 誌

### 東中島村誌

三八三

神社佛閣 本村民は古神來佛を尊崇するの念厚、神社佛閣は何れも莊嚴完備を極め維持方法亦確定せり。郷社八幡神社 は大字大浦字クロイワにあり大浦小濱の氏神なり。維新以前は大浦小濱西中島の内饒、吉木、熊田、畠里の氏神なり。村社與利家神社 は大字小濱字シモノヤシキにあり祭神は素盞鳴命連素盞鳴命武素盞鳴命にして元大浦八幡神社の末社なりしが明治九年村社に列せらる今は小濱部落の氏神なり。郷社三島大明神社 は大字長師字姫ヶ原にあり祭神は大山積命雷神高龜神にして長師部落の氏神なり。明治十一年まで大浦小濱長師宮野四ヶ村の氏神なり。村社天滿神社 は大字宮野にあり祭神は菅原道真公にして宮野部落の氏神なり。村社瀧大明神社 は大字神浦字コウノバラにあり祭神は和多津見神大山津見素盞鳴命諸津見命を祭る神浦部落の氏神なり。長隆寺 は大字大浦字山狩山にあり眞言宗の古刹にして本尊は一寸八分間浮陀金の千手觀音なり。當寺開闢の原由は御堂關白攝政大政大臣藤原道長公の裔孫正二位前右大臣藤原朝臣親賢故あつて遠流に處せられ南海に漂流し當山の前海に碇泊す當時本島は寂寥たる無人の地なり親賢等登山狩獵すること數日毎夜一点の光明輝々として山中に映するを觀る尋ね求めて一寸八分間浮陀金の千手觀音を得たり是即ち義に親賢鎌倉出立の時に我永住すへ本地を授け導き給へと祈誓し海中に投したる觀音の金像なり之れにより住縁の地と専念し荆棘を開き之を安置し郭公堂と稱す時に應徳元年なり。字寺屋敷境内(古跡あり)全三年河野一類新居館橋六郎清時の男天臺宗越後大阿闍梨華滿上人を招請し焚刹を建立し長隆寺と號し許多の地を領して仙洞御所勅願所となる中古境内を今地に移し元徳年間禪宗に改む天文十年眞言宗に改め國主(大州藩)代々の祈願所たり寛文元年十月西京智積院末寺となる古く八幡神社の神護寺たり。

東中島村誌

三八四

長善寺は往昔御堂關白道長公の裔孫阪東郷司藤原朝臣親賢城廓の四方に各一字の梵刹を建立し就中當山は鬼門を守護する故を以て他に超へて許多の地を寄附あり長治元年親賢薨す長福寺殿前右大臣正二位月盛西總大居士と謚す建仁三年一百年忌追弔の爲河周梨本山房を招請し長福寺と稱す乾元年間院内焼失此時住職本尊を擁し逃る後又天正の兵乱に零落し慶長年間に至り俗善空之を再興す寛文元年十月西京智積院の末寺となり元錄年間境内を今地に移し享保二年長善寺と改號す古く栗井村馬頭八幡宮の神護寺たり

淨玄寺は大字大浦字山狩にあり真宗なり創立年代不詳なれども永正の頃實際寺にして元長德寺と號し真言宗なり

事は今寺保存の位牌を以て之を証す后退轉し地藏堂のみ存せしを寛永十年松山淨念寺の合弟覺圓

師堂の傍に草庵を結び真宗他力念佛を弘通は當時本島には真宗の寺院なかりき明暦二年に至り本山

の許を受け淨玄寺と號す

眞福寺は大字長師字姫が原にあり真言宗の古刹にして元長徳寺と號し字長徳寺にありしを今地に移し同時に寺號を改めしと云ふ度々の火災に舊記を失し創立年代等詳ならず

交通道路 村内里道は殆平坦部なれども西中島に通する爲難谷を撰び所々に坂路あり大浦より栗井に通するには九十九谷越峠の二途あり峠越は里程近きも急坂多く九十九谷越は海岸線なる故坂路少し大浦より畠里に通するの坂路は所謂兎道にして僅に樵夫の通ふのみ大浦より吉木に越ゆるの山狩坂は東西中島交通の要路なれども概急坂なり宮野より熊田に至り神浦より宇和間に至るの坂路は何れも険惡にして通行に苦しむ

航 路 三津港へ五里吳港へ十里門司馬關へ五十里にして神戸大阪へは九十余里あり門司馬關へは直接の交通あらざれども神戸大阪吳宇品等へは牛船の往復絶ゆ間なし殊に三津港は本村人出入の要街に當れば各部落よりの渡海船毎日數隻ありて荷客の運送を便利にす

## 町村誌

### 町村誌

明治廿八年中島漁船會社を起し小形漁船を以て三津中島八代島柳井に至るの航路を開き四五年繼續したれども乗客少く失敗に終れり后三十四五年の頃亦漁船の航海を始めたるも是又一二年の間に倒れたり此頃又航海を企つゝあり繼續するを得ば本島交通上至大の便益を得るに至らん

郵便電信 大字大浦に三等郵便局を置き東西中島陸野及神和の四ヶ村を以て區域とする接続局は三津濱局なり毎日二回飛脚船を以て往復を爲す集配は市内(大浦小濱)は二回なれども他は一回なりと

商業 農業 本村住民の十分の七は農業に從事す耕地は田畠を併せ有すれば米麥を始め甘藷豆其他の

蔬菜類を採植す中にも藝は本村の特產物にして耕耘施肥の術拙からず

牧畜 本村は古より牛馬を以て貿物とする程にて馬の飼養は廢りたれども畜牛は益發達して

水産業 本村の海邊は何れも漁場なれば各大字共漁地引網あり神浦には紗子四手網あり其他紗

ののみなり

近年牛船と稱し七八十石積の船にて長濱或は豐後地方より牛を積みて京阪通ひの航海をなし又はド

船と稱する船にて石炭を運搬する等海運事業に從事するもの多く現に牛船五十五艘下船十余艘のり

又舶樂ありて村内畜牛の出入は云々に及ばず南瀬九州阪神地方遠きは朝鮮に出入して畜牛の賣買を爲す

工業 大工木挽船大工に從事するもの多く村内の工事に從事するのみならず遠く滿韓に出稼するもの多し其外各戸婦女子の機織ありて紡の製造盛なり

名勝舊蹟 鐘掛松は大字長師字姫が原にある古松にして幹は屈曲して龍の雲を巻けるか如く根は三所にありて玉をつかめるが如し枝葉繁茂して五十余坪を掩ふ昔源義經之を質して鐘を掛け故に名づくといふ僻地にある云故其名著れよりしが近來傳へ聞きて來り遊ぶもの多し

泰山城は惣那家の城趾なり大字宮野より櫛諺集に保毛津四郎左衛門尉之に居れどあり「オーミソ」の古戰場は大字長師字オーミソにあり元龜天正兵亂の古戰場なりといふ無縫佛となれる

竹の上の城趾は大字神浦字城趾にあり西久左衛門尉之に據れりと云ふ

能宗の墓碑は大字神浦字城趾にあり西久左衛門尉之に據れりと云ふ

朱詰の古墳は大字小瀬字中山にあり

人跡 大塚太兵衛は大字小瀬高橋長三郎家の先祖なれど慶長年間首唱者となりて減租を願ひ許さる然れども強請の罪に依て風早にて斬首せらる村民其徳に感じて神と崇み「ツルギリヨー」と稱せしが嘉永年間に至りて神明社は舍祀す社は小瀬字井の奥にあり毎年三月十五日には祭典を行ふ

杉野四兵衛は寛文十二年宮野村に生る大庄屋役を勤務中正徳年間越智郡津久良嶋より甘諸の程を持ち歸り郷方各村へ植栽せしめ本島の主産物となるに至る村民今に其徳を頌す

嶋田藤七は天明七年大浦に生る人と爲り實直溫和にして克く處事に勉む試に地味を撰びて始めて生業を裁う幾曾殊に盛なりしかば年々之を増殖して利する處甚多かりき依て自ら之を私利するに忍

れず文政の年於菟園藏演畠守吉に之を分植せしめたうしが其收利の少なからざるを知るや忽ち播ぐ全村に及び遂に今日の特産物となるに至れり明治廿八年七月十一日彰仁親王殿下より褒狀を賜はり其特民爵此の遺澤を忘れざらんが爲に之れが紀念碑建立の計畫を企て居れり

杉野左右衛門は文化年間長師樹に生る改庄屋勤務中長師内東西コモグの沼田は排水の途なくして稻の年々病損するを慨き考案設計の上天保年間工を起し以て今日の美田と化す村民今に其徳を頌す

杉田市衛は天保元年神浦村に生る大庄屋役勤務中泊脇波止増築を郡事業とし或は郡の夫役にて六郎坂池を築き水田千畝の應なきと至らしむる等公益の爲藍染したるのみならず村内に死亡者ある時方には無利息にて葬費を貸與する等慈善の行爲多く里人其徳を頌す

中島村中島村は改政九年四月廿一日神浦村に生る數代生魚商營業者なりしが惣和村より鯵子網の曳き業となり次第に網數を增加し近年十帖となり毎年收入壹万圓に及ぶと云ふ明治三十七年十一月十二日病死す村民其功績を遺さんとて碑を海滨に建て常に香花を絶たず

沿革 本村は伊豫國中島（一名惣那島）を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帶にして六箇の大字栗井、細里、曉、吉木、熊田、字和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則も栗井と字和間は舊大洲藩に屬をしが安永八年栗井は德川家の直領となり大洲侯之を預れり細里、曉、吉木、熊田を以て一行政區として伊豫を置き六大區七十小島となれ同九年十三大區に變更せられ同十二年大小

## 町 村 誌

### 東中島村誌

三八六

## 町 村 誌

沿革 本村は伊豫國中島（一名惣那島）を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帶にして六箇の大字栗井、細里、曉、吉木、熊田、字和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則も栗井と字和間は舊大洲藩に屬をしが安永八年栗井は徳川家の直領となり大洲侯之を預れり細里、曉、吉木、熊田を以て一行政區として伊豫を置き六大區七十小島となれ同九年十三大區に變更せられ同十二年大小

中島村誌

三八七

## 町 村 誌

### 西中島村誌

三八八

區制度廢止の時栗井は單獨に烟里、餽、吉木は聯合し又熊田、宇和間も聯合し各戸長を置き同十八年行政境割を擴張し餽村外五ヶ戸長を置き町村制實施と共に之を西中島村と稱するに至りしなりにあり東南は山を以て東中島村に接し西と北は總て海に面し其西は海を隔てゝ一里乃至二里の所に在る惣和、二神の二島に對し北は約五里の所に遠く廣島縣の倉橋島を望み東北の一部は約三里乃至五里の所に北経地方及越智郡の一部を見る

廣 妻 東北より西南に延々長さ約三里拾余町東西の幅最廣約廿八町あり

面 積 本村の總地積は七百三十町六反三畝二十歩にて其内譯を左に示す

田 地 二拾町五段五畝拾六步 畜 百五十八町四段壹步

宅 地 二拾町五段五畝拾二步 烟 山 林 四百九拾一町三段五畝二十三步

難種地 二段八畝三步 免稅地 三町九反七畝二十五步

海岸線 本村北の一部は海中に突出し屈曲甚しく海岸線の延長約四里餘あり

港 湾 栗井に栗井港とて小き港あれども水淺くして碇泊に便ならず又同地歌崎の起点たる小字大泊に大泊灣あり東南より西北に灣入すること僅に參町灣口四町に過ぎざれども南北西の三面に山を負ひ東

南風の外風波の憂なく灣内水深く繫泊に便なり  
烟里の西北一里の海中に二島あり其大なるを大館場と云ひ周圍拾二町餘面積拾九町三段五畝六歩あり小なるを小館場と云ひ周圍五町余面積四町一段一畝十九歩此二島の距離二町余にして暗然其間に出来し舟行に危險多し此小館場の東南近海に於て毎年正月の中頃より八十八夜頃迄水禽(瀬鳥)來

カニの類を追ひ集め食ふを見る此鷹を食はんとて他の魚類多く集り来るを以て之を釣らんとして毎年此時期に來る漁船百餘艘收獲亦多し

吉木の西五町の海中に周圍約一町の小島あり宇和間の(ヒヤノ鼻)を隔てゝ拾余町の所に(クダコ島)とて周圍四町余面積貳町五段三畝の島あり島上に小さな燈臺の建設あり此島より南方參町餘の所に北國石と云ふ暗礁ある煩る危険なり

海 峡 栗井の小島と歌崎との間を小島の瀬戸と云ふ幅三町余潮流稍急なれども難所と云ふ程にもわらず宇和間の(ヒヤノ鼻)と「タダニ島」との間を「ヒヤノ瀬戸」と云ひ幅拾余町長二町餘の間潮流甚急激にして稍強き迫害の風の力を待たされば逆行すること難し

岬 角 栗井の北端烟里の東北端に連る所に北に向ひて突出したる岬あり之を歌崎と稱す幅一町乃至參町長約拾參町餘あり遂に廣島縣倉橋島龜が首崎と相對す

潮 流 「ヒヤノ瀬戸」は漲潮時は北方に干潮の時は西南に狂濤巻き流れ頗る急激なれども海中には危険なる暗礁なし吳軍港に集まる軍艦は常に此潮戸を通過し又上下の漁船和船の通過するもの頗る多く殊に近年「タダニ島」に燈臺の建設ありて航海者の便一方ならず

本村周圍の海流は漲潮時は西南より東北に流れ干潮時は之に反す  
地 势 東南一帯に山を負ひ西北海に瀕して傾斜し北の一部は遠く突出し海岸の屈曲甚しく耕地平地は海岸に近き所に多く山坂は概ね険阻なり  
水 論 河流と稱するに足るものなく僅に山間より降雨に連れ流れ来る溝の如きものあるのみ故に灌漑の便悪しく水中には只鹽泥鰌の棲息を見る池は栗井に一、烟里六、餽九、吉木七、熊田三、此坪數貳町九段六畝餘あり夏季旱時の旱を防ぐに用の農家は重に井水を汲みて水田を養へり

## 林、町

### 國中島村誌

三九〇

氣候 本村は海水との關係上溫度調和し冬季は風波荒れせても積雪を見ず夏季は風の流通良く極暑攝氏三十五度に昇ることなく酷寒五度に降ることなし

地質 基材概ね火成岩にして耕地山林の大部分砂土質より成り壤土埴土之れに亞々漂積土壌多し天産物及其分布 畜村は瀬戸内海に於ける一小島なれば鳥獸少く雉子鳥鳩の如き鳥の田畠を荒すに過ぎず魚類は多く近海に於り漁獲の利益甚多し植物は松最も山林の基部に蕃殖し住民は家屋建築の構造化成は伐採して薪となし廣島地方三津浜地方へ輸出す織物としては只僅の石垣用石材を出す大字地の字號の源の山中に奇石三百あり俗花御舍利石と稱す此石を割るときは中より豆大の玉に似たるものと謂ひ其形半圓にして白色半透明稍紫色を呈す人々其奇なるを御舍利と云ふ信仰とに是と傳へ爲め年は殆んど其斧を割り取れり此含むる玉石は瑪瑙の類ならんと識別及政制 本村と大別して六大方字を七村の中央儀に村役場を置く村會議員拾二名あり役場吏員の外に各大学に學頭兩字頭一人宛たりて村務を補佐せり各大字の地積は左の如し

大字 井百七十八町六反二畝廿九步 烟里 四拾二町四反三畝拾貳歩

大字 井百七十九町五段四畝廿八步 吉木 百七十四町八段七畝二步

大字 井百七十九町六段五畝廿一步 宇和間 九十七町四段九畝十八步

人口 全人口の総数三千五百九拾五人より内男千六百六十六人女千八百二十九人なり本籍の男は千八百五十六人妻千九百八十八人寄宿民にして出寄宿四百廿二人久寄宿八十一人あり

大字 粟井 三官四拾七戸 烟里 六拾五戸

大字 粟井 七拾七戸 吉木 百戸

大字 熊田 六拾戸 宇和間 百六戸

大字 熊田 六拾戸 宇和間 九十七町四段九畝十八步

出寄宿者中粟井のものは多く長崎若松地方に其他は松山廣島地方に向ふ入寄宿者は廣島縣又は本縣

人情風俗 村民にして實朴にして禮儀の美風あれども保守主義にして進取の氣に乏し言語概ね粗暴野卑にして自他草卑の區別立ち難く廣島地方の言語と酷似し語尾を長く引く癖あり方言訛言は枚舉に遑あらず其著るしさは佐行と農行との發音とも濁音多行に誤り或は混同するもの多し例へば

又の接觸助辭を明瞭に言表はるす「芋ヲ掘ル」と「イモーホル」の如く言ひ或は「の助辭を使ふ場合

又に「私ハ之ヲタシヤ」と「タシヤー」の如く言ふ等一々列挙し難し

禮法の如きは起居禮退止り冠婚葬祭に至るまで簡略の中にも古來の形式を捨てず殊に一郷善く相親み憂苦を失にする美風あり

衣服は古來實に質素ならしが漸次風潮に伴ひ奢侈に流れんとするに當島方の婦人は殆んど平素廣き帯を占むることを贅澤なりと云ひ細帯の儘にて遠慮なく大道を往來するは見苦し食物は米麥甘諾を用ふれども左まで粗食せず比較的富の度均一したるため瓦屋多く外觀亦松山市近郊の上位にあり往古より地方の風習として青年間に若連なる組織あり此徒黨の間には一種の側裁ありて後進のものを教導訓誡しつゝあれども彼等道徳的觀念の乏しき却て有害なることなきにあらず殊に或場合には同郷の娘等と通じし或は朝裳を加ふることあり衛生上風氣上非文明の行動多し然れ共教育の進歩と共に青年會等の組織せられ今や既に昔日の觀を過ぐ

教育 本村は各大字の邊隔し且道路惡しか爲め四箇學區に分ら各區單獨の經營を以て支持す即栗井一圓を以て第一區とし桑名等常高等小學校を置き烟里一圓を第二區とし如意尋常小學校を置き鏡、吉木の二字を合して第三區とし吉木尋常小學校熊田、宇和間を合して第四區とし宇和間尋常小學校を置

## 西中島村誌

西中島村誌

三九一

第一回 桑名校は明治七年一月七日民屋を借りて泰和小学校を設立したるに起り明治十三年四月

第二回 桑名校は明治二十年一月栗井簡易小学校に改め更に全廿五年十月一日桑名尋常小学校とし

第三回 煙里校は初め泰和小学校と云ひしが明治二十年吉木校に合併し全廿五年十月一日分離獨

第四回 煙里校は吉木饒南部落を含む饒の寺庵に飯山小學校を設けたるに始まり全二十年一月吉

第五回 煙里校は其始め明治十二年七月宇和間部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第六回 十八年字和間部落には現今の校舎を新築し全廿五年十月一日煙里は分離し吉木尋常小學校と更り以

第七回 今に至る

第八回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第九回 十八年字和間部落には現今の校舎を新築し全廿五年十月一日煙里は分離し吉木尋常小學校と更り以

第十回 今に至る

第十一回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十二回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十三回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十四回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十五回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十六回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十七回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十八回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第十九回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第二十回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

第二十五回 吉木校は吉木饒南部落に油呑小學校熊田部落に精映小學校を設立

## 西中島村誌

西中島村誌

三九二

第一回 銀閣寺殿は元禄十二年に建立せしと慶應元年改築せしものなり

第二回 天滿神社は大字燒にあり管原道真公を祀る昔管公左遷せられ給ひし時伊豫郡今出浜より御乗

第三回 船安嶽の巣島社へ御靈詔の送焼の池の瀬邊に沙翁をせられしに西風吹き荒れ三日間御退留なされし

第四回 出船を以て(年代不詳)勅請せしものなりと

第五回 其他烟寺以費茂神社楠木は五十鈴神社、熊田に宇佐八幡神社宇和間に天滿神社あれども小村社にし

第六回 龍華山教圓寺は大字栗井にあり往昔應德元年現地に一字を創管し繩勤庵と稱せしが後元禄二年五

第七回 月廿二日眞宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得たり現今の本堂は七間四面にして文化六年三月

第八回 十八日の建立なり境内に別室あり繩勤庵を奉置す仰羅木像にして弘法大師の作にして元高龜山上に

第九回 あらしものなるが當島鎮護の爲め應德元年此地に迎へ安置すと云ふ毎年舊正月五日を開帳あり賛客

第十回 非常に多し本寺は稟井一圓を門徒とす

第十一回 智光山正賢寺は大字熊田にあり寶永四年藤原俊正九代の孫本多正賢此地に來り地藏堂を修理して

第十二回 之に移り後寶永四年廿五日眞宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得、現今の本堂は七間四面

第十三回 に至る延長約一里最間二三合餘其間險峻なる山坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を経て宇和間

第十四回 中島村神之浦、宮野長師の眞宗徒を以て門徒とす

第十五回 各種團体 大字熊田を除く外は各大字に青年團體あれども著しき成績を挙げず

第十六回 交 通 (一) 田道之路 は何れも里道にして中央の饒なる村役場を起点とせば東北に烟里を經て栗井に至

第十七回 る延長約一里最間二三合餘其間險峻なる山坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を経て宇和間

第十八回 村役場より東中島村役場に至るには吉木に出で山間に入り辻戸と云ふ坂を越へ東中島村大字大浦

西中島村誌

三九三

## 町村誌

西中島村誌

三九四

か経て小漬なる同役場に至る延長約一里拾余町此道路は東西中島を連絡したる最も交通の多きものなれども険陥なる山坂にして甚難所なり

其他栗井より大浦に、畠里より大浦に、熊田より宮野に、宇和間より神の浦に達する道路あれども何れも山坂にあらざれば砂漠を通すべく交通困難なり

若前町(二)航路 村中各大字より一艘乃至三四艘の渡海船なるものありて三津濱への往復あり其他廣島地方への交通もあり是等は皆需用品買入れと物産の輸出などを重なる目的とし東中島村に於ける渡海船の如く乗客を當にせざれば三津ヶ濱に渡らんとするものも爲には不便なり

本役場より温泉郡役所及縣廳に至るには大字鏡より乘船せば西南に向ひ「ヒヤノ瀬戸」を通過し東南に轉して追み興居島村釣島の近海にて尚ほ東南に進行し三津濱に著く海上約五里余夫より陸路松山市に達す然れども多くは東中島大浦に至り乗船三津濱に向ふ從前は汽船が三津間の往復となせしが今は之を廢す

(三)郵便電信 東中島大浦に三等郵便局設置あり本村は其局の所轄にして一日に一度の集配を受ける松山市を午前中に發送したる郵便物最も早くして翌日の午前中に着すそれすら郵便船は小さき渡海船の事とて少し風波荒ければ往復出來ず殊に不便なり電信は大浦局直接の取扱にあらざれば急を要する場合には蒸氣船を仕立三津濱に行かざるべからず遺憾なる有様なり

生業(一)農業 農産物は米麥小麥雜穀類生姜甘藷芋大根等にして米は概して土地の食糧にも不足すれども麥小麥生姜甘藷芋は収穫多く大根は切干として地方に賣出す

(二)林業 山林の全部は殆ど松にして自然に蕃殖したるものなり割木松葉等として三津濱廣島地方に積出して収益多く農家の副産業となす又近年果樹の栽培盛に行はる

(三)牧畜 畜産は各戸の如く牝牛を飼ひ牛兒の蕃殖を斗り或は母牛を乳用として賣り農耕の

助けをなさしむるの傍相當の収益あり

(四)水産業 本村の水産業は重に漁業にして農家が耕作の傍漁機來らば之に從事するのみにて專業の者は極めて少數なり其重なるものは繭網「イカナゴ網」「錦シバリ網」「イカナゴスクイ」焚寄せ等にして以上は農家が春夏の候に副業としてなすものなり釣魚、雜魚網は少數の專業者のするものなり其中鱈「イカナゴ」の漁獲最も収益多く煮干とし干鰯として坂神及中國地方に積出す採藻は僅に農家が甘藷の肥料として「がら藻」と取るのみ

(五)航海業 本村大字栗井には航海業者多く二百石以上千石積以下の和船貳拾余艘わり高知縣宿毛地方宮崎縣地方より木炭を買ひ積み内海航路を取り坂神地方へ運送貿却し稍多額の収益を見る

(六)商工業 栗井には木炭買積商多く本村中の商人としては収益最も多く其他酒類積商等あり小賣商人は僅に地方の需用品を仕入るのみ、工業には木綿縞木綿紡織漸次隆盛に越かんとす當村產

人物 貢婦 大字栗井の吉本サヨ子氏(六十六才)は性朴直にして眞宗の信者なり能く其勇に事へ其夫太左衛明治六年不治の難病に罹り刺へ遂に兩眼の明を失ひたり家業より亦貧なるに能く看護と生計と

に心を盡し去る明治廿六年太左衛の死に至るまで聊か倦怠の色なく常に地方人の賞揚する所なりしが其善行官の知る所となり明治十年一月十五日本縣より賞狀及賞品を下賜せられしを始めとし十三年六月十九日伊豫善行者旌表會に於て故小松宮殿下御臨席の幸榮なる式場にて會長より頌徳狀

## 村 誌

皮木休を主はり全州四年四月五日眞宗本派本願寺より信徒の總鑑たりとの誓詞及紺紙金泥六字の法鏡を賜はり全年十月廿七日彰善會温泉支部長より質狀及賞品を授けられたり而してサヨ子は實子なきを以て夫の死後相續人を入れ外は既に隠居の身となり常に小間物駄菓子等の行商をなし煩る傭全化場所を樂めり。

古礎廢碑、此中嶋は往昔戰乱のあるし際諸侯の家の敗滅に當り其將卒が逃れ來り居住せしものならとて各大家に六軒家或は八軒家と稱する所ありて今に舊家と稱し或は河野の末孫とか大内氏の末孫とか云ひ傳ふれども記録の歴史へきもの更になじ、其時代の石碑なりとて實に古代の者らしきもの所々に現存す。

又宇和島の沖なる「タグニ嶋」には音算盤の達人の居る在て其算法の秘密により上下の船を自然に引寄せ金品を徵収せしことおりと其家歴跡なりと嶋上に切り平げたる土地と他より持ち行きて並へたる事の明白に知らるゝ大小の石等數多あり或は藤原純友の党なりとも言ひ傳ふ。

タグニ嶋燈臺、タグニ嶋燈臺は北緯三十三度五八、東經百三十二度三四の所にあり水面より燈火に至る十七丈九尺臺礎より燈火に至る二丈五尺石油圓形白色頗る堅固なる第六等燈臺に屬し水銀浮遊式回轉燈臺と稱し蒸電氣を用ひ且つ水銀の膨脹力を利用し機關によりて回轉せしめ七秒時間に白赤交々一閃を發す光達距離十七海里晝夜常燈にして一度の手入にて約十日間維持せらる明治三十六年四月初燈建設費約十万八千余圓燃料は發火百六十度以上の安全石油を用ふ一ヶ年の消費高約九十六「ガル」ガル燈心は圓形木綿燈心と稱するものにして初めて使用する時より焼き込み点火すれば火力の増減なく最便利なり「ガラス」は和製のものにては用を爲さず佛國製「電母」ガラスを用ふ「レンズ」の上下左右には無数の二段「ガラス」を備へ光線を屈折反射せしめ光を悉く「レンズ」に集む仕掛にして白色「レンズ」より赤色「レンズ」二重になれりは四倍大ならざれば全也のにては赤は白の四分の一

一光達巨燭を保つのみなり二種「ガラス」と「レンズ」にて造りたる燈火器の下部は水銀を盛りたる器に連りて浮遊し最下の機關の心棒によりて廻轉す石油器は燈火器より上方にありて「ポンプ」の理を應用し徐々に管を傳ひ水銀器の中に出で水銀の上に溜りて燈火器の下部に接し吹き上げらる此燈臺は小孤島に建設せられたるものにして官吏は海を隔てて十三町余の神和村怒和島の南端の山頂なる官舍より監視し僅かに十日に一度出張手入れを爲す仕掛けなれば右の外燈臺内の空氣流通の加減瓦斯排出の工夫等此小燈臺たりと雖も學理應用の復雜なる密に想像以上にして驚嘆の外なし

## 神和村誌

沿革 本村は怒和二神津和地の三島(上怒和元怒和二神)津和地の四大字より成る村名の起因は自ら明かなり

四大字の沿革起因、怒和本島は怒和島と稱し上怒和元怒和に別たる往時は上怒和を桑名村元怒和を島尻村といへりとて幕府時代は本島は元松山領分なりしも大洲藩と土地交換の結果遂に大洲領に移りたり夫より幾年を経て桑名村を上怒和村島尻村を下怒和村と改稱するに下怒和の人民下二神、本島は元松島と稱したりしが二神氏なるもの代々居住して里正たりしより現今の名稱となりたるなり

津和地 本島は往古より津和地と稱し來れるが其起因等知るによしなし置位及境域、怒和島は本郡三津濱町を距る西北六里にあり東は中嶋西は津和地嶋南は二神嶋北は廣崎縣安藝郡倉橋嶋に對せり

三神島は怒和津和地の南にあり南は伊豫灘に面し上二タ子、下二タ子、横嶋、中嶋、小市、由利等の小島當嶋と號せり

津和地島は津和地の西にあり南は三神島西南は山口縣大崎郡情嶋及玖珂郡柱島に北は廣島縣安藝郡倉橋島に對せり

廣袤 愤和島は東西廿四町南北三十六町周回三里十八町津和地は東西三十三町南北十三町周回三里余二神は東西約一里あり南北に狭く廣き所十町内外にして狹き所は三四町に過ぎず

面積 本村の總面積は六百八十畝田十七步にしや其内澤が多如し

上怒和 百三十八町八反貳畝七步 下怒和 百六十一町一反七畝五步

津和地 二百二町五反九畝廿六步 二神 百八十二町四反一畝十七步

海岸線 各島共海岸の出入屈曲甚しひ海岸線の延長上怒和光怒和は各二里津和地は約三里三神は約二里

港灣 港灣を稱すへら程のものなく只津和地港は東怒和島に對し港入せるを以て帆船の碇泊するものあ

海峡 中島と懲和島との間を懲和瀬戸と稱す幅二里にして潮流急なれども大形汽船の通航するもの多し

慈和津和地二島の間を三の瀬海峡と稱す幅約廿町あり

津和地の西方宇唐藻より山口縣大島郡諸島に對する海を唐藻瀬戸といふ潮流急激にして九哩半の遠

度なり瀬戸には西方干潮には南方に流る

島嶼 上下二孤島は怒和の西南にあり元怒和に辨天小島伊豫崎島津和地に流兒島小兒島竹の小島二神は

小市鴨浦油利中島横島等の小島あり周回何れも數町乃至一里のものあり

岩礁 岩礁には二タ子の「ビシャコ」ばへ怒和の「オコゼ」白石あり津和地は油石三の瀬、唐藻等の隠頭礁あり

り其内油石「ビシャコ」「オコゼ」の三礁は時々駁船の坐礁すること往々あり  
岬角 慈和にホシサキ風切鼻津和地に良崎の唐藻二神の龜久能崎あり

潮流 潮汐滿干の差は春秋に甚しくして其差は六七尺なり

地勢 満潮には東流し干潮には西流す

所やよ平坦なるのみ

山誌 各島共全島殆んど山なれども高峰なし只慈和の「エノクロ」横津和地の旗山二神の妙見山米山等最も高し

水誌 各島共河川池沼なく從て澗澗の便なし漸く田畠の間に井を穿ちて田澗水を汲む其勞大なり

氣候 夏季は涼しく冬季は暖にして雨量少なく降雪稀なり風向は春夏は東風西風多く秋は北風冬は西風又東風多し

地質 地は淡黄色の砂土にして田地は淡黒色の粘土なり

天產物及其分布 各島共松樹を產し地質肥沃ならざれども成長速にして多くは薪となし廣島等に積出ず海

產物には鈔子扇等多し食料又は肥料として各地に積み出す

區割及政治 本村は上怒和元怒和津和地二神の四大字より成りて村役場は大字元怒和にあり村會議員の數

は十二名なり

戸數 金村の戸數は七百七十七戸にして其内譯左の如し

上怒和 百三十五戸 元怒和 二百十三戸 津和地 二百七十五戸

二神 百六十四戸

人口 本村人口の總數は四千六百五人にして内男二千二百九十九人女二千三百六人なりとす

人情風俗 気質は一般に質朴なりされども木村は僻遠の地にして交通不便なるにより社會の刺戟を受くること多からざるを以て進取の氣象に乏しく又向學心薄し言語は中流以下一般に野卑にして方言亂言多し習慣は納稅の期限を守り忘納者なき良習慣われども亦陰曆を守り喪家に會して暴露暴食を爲し部落感情甚し禮法は形式に流れて精神的ならず吉凶の際には酒食を多量に用ゆるを以て厚禮とせり衣服は奢侈に流れず極めて質素なり食物は概して粗食にして家屋は瓦葺多けれども粗造にして衛生の思想乏し

教育 上怒和には上怒和尋常小學校あり明治十一年以前は由良分學校と稱せしが全十二年兒志廢學校と改稱せり全廿年小學校令改正により上怒和簡易小學校を設立し廿五年尋常小學校と改稱し現今に至り三十四年補習科を設置す

元怒和 に元怒和尋常小學校あり維新前は寺子屋教育にして専ら神官僧侶之を掌りしが明治六年に至り日新學校の創立あり島學校を設置せり二十年四月小學校令改正により元怒和簡易小學校を設置し二十五年尋常小學校と改稱す三十四年五月より補習科を設置せり津和地 には津和地尋常小學校あり維新前は寺子屋教育なりしが明治六年に至り日新學校の創立あり寺院を以て校舎に充てたりしが十二年現今の校舎を新築せり明治二十年四月小學校令改正により津和地簡易小學校と改稱し全廿五年尋常小學校と改稱し現今に至れり三十四年五月補習科を設置す二神 には二神尋常小學校あり明治八年の創設にして二十年四月二神簡易小學校と改稱し廿五年等常小學校と改稱し現今に及べり廿六年四月より補習科を設置す元怒和及津和地 には夜學會あり明治八年四月より補習科を設置す

生各大字に衛生組合を設け組長幅組長及委員等を設け衛生事務に從事す避病舎は各大字にわたりて傳染病患者を收容す清潔法は毎年定期に施行せり

## 町 村 誌

警察及裁判所 警察は三警察署の管轄にして大字津和地に巡査駐在所あり裁判所は松山區裁判所の管轄に屬し登記事務は東中島出張所の取扱ひに屬せり宗敎 宗敎は佛教のみにして禪宗真言宗等あり古來盛衰なし

神社佛閣 村社若宮八幡神社 は大字上怒和宮浦の境にあり嘉保元年の創營にして文明九年寶殿を再建して現今に至る祭神群ならず

嚴島神社 は元大字津和地にあり神龜五年九月の創立なるが沿革群ならず

八幡神社 は貞觀四年四月三島神社は神龜五年八月の創營にして大字津和地にあり兩社共由緒詳ならず

宇佐八幡大神社 は大字二神にあり嘉保二年の勅請にして祭神は氣長足姫命譽田別命思姫命津湍姫命市杵嶋姫命なり

妙見神社 は全大字妙見山の山腹にあり齋里正二神家の祖先二神藤四郎種家の安鎮せし者なりと今西清寺 は大字元怒和にあり正德二年十一月の創立なるが由來詳ならず

延福寺 は全大字にあり永壽山と號す京都妙心寺の直末にして慶長年間松山城主加藤嘉明の開基に屬し本尊は聖觀音にして加藤家の守本尊なり當寺は往古宇宮の浦にありしを後今地に移せしなり當寺は寶曆年間祝融の災に罹り現堂宇は當時の假本堂なりと

洞源寺 は大字津和地にあり仙遊山と號す曹洞宗にして温泉郡御幸村龍泰寺の末寺なり寛永十一年越前永平寺の法孫久慈の開基創建なり

安樂寺 は大字二神にあり寛延四年の創建にして本尊は阿彌陀如來なり檀徒百三十六戸あり

神和村誌 大字上怒和津和地二神元怒和には漁業組合の設置ありて漁業の改良進歩を説くあるも日尚

## 村 誌

### 人 物

大工業 大工木挽船大工に從事するもの多く村内の工事に從事するのみならず遠く蒲韓に出稼するもの多し其外各月婦女子の機織からて紗の製造盛なり。本村民は漁池の良風より從て農耕漁撈の利畜牛機織の徳多く資産平等にして漁民なく生計極然其衣住に美を競ふの習慣ありて貯金甚少し。

名勝舊蹟 錦掛松は大字長師字姫が原にある古松にして幹は屈曲して龍の雲を巻けるか如く根は三所にありて玉をつかめるが如し枝葉蟠延して五十余坪を掩ふ昔源義經之を賞して鎧を掛け松に名づくといふ。

泰山城 は急那家の城趾なり大字大浦泰山にあり。神宗の城趾 は大字神浦字城山にあり。西久左衛門尉之に據れりといふ。

竹の上の城趾 は大字宮野にあり。傳説集に保毛津四郎左衛門尉之に居れりとあり。

五輪の石碑故在ぜり。

朱詔の古墳は大字小瀬字中山にあり。

人物 大塙太兵衛成大字小瀬高橋長三郎家の先祖なり慶長年間首唱者となりて減租と願ひ許さる然れども強請の罪に依て風早にて斬首せらる村民其德に感じて神と崇み「ツルギリヨー」と稱せしが嘉永年間に至りて神明社に合祀す社は小瀬字井の奥にあり毎年三月十五日には祭典を行ふ。

杉野四兵衛 は寛文十二年宮野村に生る大庄屋役を勤務中正徳年間越智郡津久良嶋より甘諸の程を持ち歸り岐阜各村へ植栽せしめ本島の主産物となるに至る村民今に其徳を頌す。

嶋田麻七 は天明七年大浦に生る人と爲り實直温厚にして克く農事に勉む試に地味を撰びて始めて生業を裁り發育殊に盛なりしかば年々之を増殖して利する處甚多かりき依て自ら之を私利するに忍

沙守文政の年松原園藏築田方吉に之を分給せしめたりしが其收利の少なからざるを知るや忽ち播種に至りて風早にて斬首せらる村民其徳に感じて神と崇み「ツルギリヨー」と稱せしが嘉永年間に至りて神明社に合祀す社は小瀬字井の奥にあり毎年三月十五日には祭典を行ふ。

杉田市衛 は天保元年神浦村に生る大庄屋役勤務中泊脇波止建築を郡事業とし或は郡の夫役にて六

郎坂池を築き水田芋損の懲なきに至らしむる等公益の爲盡瘁したるのみならず村内に死亡者ある時

病死する村民甚功績を遺るを以て碑を海濱に建て常に香花を絶たず。

沿革 本村は伊豫國中島（一名急那島）を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帯にして六箇の大字栗井、畠里、鏡、吉木、熊田、宇和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分属す則も栗井と宇和間は舊大洲藩に屬し、安永八年栗井は徳川家の直領となり大洲侯之を預け、畠里、鏡、吉木、熊田は舊松山藩に屬す廢藩置縣の時舊大洲領は大洲縣に舊松山領は松山縣となり明治五年現今の六大字を以て一行政區として伊豫中島村を置く。六大阪七十小區となつて同九年十三大區に變更せられ同十二年大小

## 東中島村誌

三八六

## 東中島村誌

三八七

## 西中島村誌

西中島村誌

三八八

風潮度廢止の時栗井は單獨に烟里、饒、吉木は聯合し又熊田、宇和間も聯合し各戸長を置き同十八年行政境割を擴張し焼村外五ヶ村戸長を置き町村制實施と共に之を西中島村と稱するに至りしなり位置及境域 本村は忽那七島中最なる中島の西北部にして温泉郡の西北部に位し三津濱より西北約五里北あり東南は山を以て東中島村に接し西と北は總て海に面し其西は海を隔てて一里乃至二里の所に在る慈利、二神の二島に對し北は約五里的所に遠く廣島縣の倉橋島を望み東北の一部は約三里乃至五里的所に北條地方及越智郡の一部を見る

廣 委 東北より西南に延き長さ約三里拾余町東西の幅最廣約十八町あり  
面 積 本村の總地積は七百三十町六反三畝二十歩にて其内譯を左に示す

田 宅 地 二拾町五段五畝拾六步 山 林 四百九拾一町三段五畝二十三步  
難墳地 一段八畝三步 免稅地 三町九反七畝二十五步

海岸線 本村北の一部は海中に突出し屈曲甚しく海岸線の延長約四里餘あり  
港 湾 栗井に栗井港とて小さな港あれども水淺くして停泊に便ならず又同地歌崎の起點たる小字大泊に大泊灣あり東南より西北に灣入すること僅に參町灣口四町に過ぎざれども南北西の三面に山を負ひ東

岬 岬栗井の東北部歌崎の東を隔つる約三町の所に周圍三町の島あり栗井に屬す里人稱して小島と云ふ其附近に暗礁あれども舟行には危険少し  
烟里の西北一里の海中に二島あり其大なるを大館場と云ひ周圍拾二町餘面積拾九町三段五畝六步あり小なるを小館場と云ひ周圍五町余面積四町一段一畝十九歩此二島の距離二町余にして暗礁其間に南風の外風波の憂なく灣内水深く繫泊に便なり

航 線 要井の東北部歌崎の東を隔つる約三町の所に周圍三町の島あり栗井に屬す里人稱して小島と云ふ其附近に暗礁あれども舟行には危険少し  
烟里の西北一里の海中に二島あり其大なるを大館場と云ひ周圍拾二町餘面積拾九町三段五畝六步あり小なるを小館場と云ひ周圍五町余面積四町一段一畝十九歩此二島の距離二町余にして暗礁其間に南風の外風波の憂なく灣内水深く繫泊に便なり

出沒し舟行に危険多し此小館場の東南近海に於て毎年舊正月の中頃より八十八夜頃迄水禽(浦鳥)來

## 木村町誌

魚類の類を追ひ集め食ふを見る此鰯を食はんとて他の魚類多く集り来るを以て之を釣らんとして毎年此時期に來る漁船百餘艘收獲亦多し  
吉木の西五町の海中に周圍約一町の小島あり宇和間の(ヒヤノ島)を隔てて拾余町の所に(クダニ島)とて周圍四町余面積貳町五段三畝の島あり島上に小さな燈臺の建設あり此島より南方參町餘の所に北國石と云ふ暗礁ある處の危険なり  
海岸 栗井の小島と歌崎との間を小島の瀬戸を云ふ幅三町余潮流稍急なれども難所と云ふ程にもあらず宇和間の(ヒヤノ島)と(クダニ島)との間を「ヒヤノ瀬戸」と云ひ幅拾余町長二町餘の間潮流甚急激にして稍強き追手の風の力を待たざれば逆行すること難し  
岬 角 栗井の北端烟里の東北端に連る所に北に向ひて突出したる岬あり之を歌崎と稱す幅一町乃至參町長約拾參町餘ある遂に廣島縣倉橋島龜が首崎と相對す  
潮 流 漢満千昇降は夏秋季に於て其差著しく約壹丈餘なり  
「ヒヤノ瀬戸」は漲潮の時は北方に干潮の時は西南に狂濤渦巻き流れ頗る急激なれども海中には危険なる暗礁なし吳軍港に集まる軍艦は常に此瀬戸を通過し又上下の漁船和船の通過するもの頗る多く殊に近年「クダニ島」に燈臺の建設ありて航海者の便一方ならず  
本村周囲の海流は漲潮時は西南より東北に流れ干潮時は之に反す  
地 势 東南一帯に山を負ひ西北海に瀕して傾斜し北の一部は遠く突出し海岸の屈曲甚しく耕地平地は海岸に近き所に多く山坂は概ね險阻なり  
水 脈 河流と稱するに足るものなき僅に山間より降雨に連れ流れ来る溝の如きものあるのみ故に灌漑の便悪しく水中には只鰐泥鰌の棲息を見る池は栗井に一、烟里六、饒九、吉木七、熊田三、此坪數貳町九段六畝餘あり夏季三時の旱を防ぐに用ひ農家は重に井水を汲みて水田を養へり

候。本村は海水との關係上極度潤和し冬季は風波克けれども積雪を見ず夏季は風の流通良く極暑攝氏

三十二度に昇るを免て攝氏五度に降ることなし。地質。本村概ね火成岩にして新境山林の大部砂玉質より成り壤土埴土之れに亞さ漂積土塊多し。

天產物。瓦分布。富特は瀬戸内海に於ける一小島なれば鳥獸少く雉子鳥鳩の如き鳥の田畠を荒すに過ぎず。

魚類は多く近海に集り其漁獲の利益甚多し植物は松最も多く山林の全部に遍在し住民は家屋建築の持主なし或は伐採して薪となる廣島地方三津演地方へ輸出する穀物としては只僅の石垣用石材を出す。

大字鏡の字浦の瀬戸内海の山中に奇石三面ある俗に御舍利石と稱す此石を割るとさは中より豆大的玉に似たるものと謂す其形半圓にして白色半透明稍紫色を呈す人々其奇なるを御舍利と云ふ信仰とに付す。

它是と傳ふが爲め今は殆んど其字を割り取れか此含める玉石は珊瑚の類ならんと御舍利と云ふ。

賦役及政權。本村を六別じて六大方字とし村の中央鏡に村役場を置く村會議員拾二名あり役場史員の外に各

大字に字頭開字頭一人宛たりそ村務を輔佐せり各大方字の地積は左の如し。

大字粟井百七十九町六反二畝廿九步 烟里四拾二町四反三畝拾貳歩

大字鏡一百八十六町五段四畝廿八步 吉木百七十四町八段七畝二步

大字熊田百拾四町六段五畝廿一步 宇和間九十七町四段九畝十八步

人口。本日之の総數三千四百九拾五人あり内男千六百六十六人女千八百二十九人なり本籍の男は千八百五十六人女子九百八十八人寄留民にして出寄留四百廿二人久寄留八十一人あり。

戶 號。本村の戸數は六百五十五人化して各大方字別にせば左の如し。

大字粟井三百四拾七戸 吉木百戸

大字鏡七拾七戸 宇和間百六戸

大字熊田六拾戸 宇和間九十七町四段九畝十八步

人 口。本日之の総數三千四百九拾五人あり内男千六百六十六人女千八百二十九人なり本籍の男は千八百五十六人女子九百八十八人寄留民にして出寄留四百廿二人久寄留八十一人あり。

教育。又の接觸助講と明瞭に言表はさず「芋ヲ掘ル」と「イモーホル」の如く古ひ或はハの助講を使ふ場合

に「ツツ」を「ツクシナ」の如く音と等一と列舉し難し。

禮法の如きは起居遅退より冠婚葬祭に至るまで簡略の中にも古來の形式を捨てず殊に一郷善く相親

衣履は古來實に質素なりしが漸次風潮に伴ひ奢侈に流れんとするに當島方の婦人は殆んど平素廣

き帶を占むることと贅澤なりと云ひ細帯の儘にて遠慮なく大道を往來するは見苦し食料は米麥甘藷

を用ふれども左まで粗食せず比較的富の度均一したるため瓦屋多く外觀亦松山市近郊の上位にあり

往古より地方の風習として青年間に若連中なる組織あり此徒黨の間には一種の制裁ありて後進のものと教導訓誡しつゝあれども彼等道徳的觀念の乏しか却て有害なることなきにあらず殊に或場合には同郷の娘等を犯役し或は罰戒を加ふることある衛生上風氣上非文明の行動多し然れ共教育の進歩

と共に青年會等の組織せられ今や既に昔日の觀を遺さず。

教育。本村は各大字の遠隔し且第路過し爲め四箇學區に分ち各區單獨の經費を以て支持す即粟井一圓

を以て第一區とし桑名等常高等小學校を置き烟里一圓を第二區とし烟里尋常小學校を置き鏡、吉木の二字を合して第三區とし吉木尋常小學校を置き熊田、宇和間を合して第四區とし宇和間尋常小學校を置

## 町 沢 認

西中島村誌

三九一

（）各校の沿革を擧げれば左の如く小学校栗井・字和間部落に於ては、明治七年一月七日民屋を借りて恭肅小學校を設立したるに起り明治十三年四月改称し全廿五年十月一日桑名尋常小學校とし、校舎を新築し全三十年九月一日副架をなし高等科を併置し以て今日に至る。

（）第貳回煙里校は初め鑑雪小學校と云ひしが明治二十年吉木校に合併し全廿五年十月一日分離獨立の立心今日に至る。

（）第三回桑名校は明治七年一月七日民屋を借りて恭肅小學校を設立したるに起り明治十三年四月改称し更に桑名小學校と改稱し全廿五年十月一日桑名簡易小學校に改め更に全廿五年十月一日桑名尋常小學校とし、校舎を新築し全三十年九月一日副架をなし高等科を併置し以て今日に至る。

（）第四回煙里校は其始め明治十二年七月字和間部落に油養小學校熊田部落に精缺小學校を設立。

（）第五回十八年字和間部落にては現今の校舎を新築し全二十年一月油養精缺兩校を改め熊田を合併し、字和間簡易小學校を設置し全廿五年十月一日字和間尋常小學校と改め今日あり。

（）第六回煙里校は各大字に設て衛生組合組織せられ清潔法の實施傳染病豫防の法等行届き居れり。

（）第七回警察裁判所の警察は三津警察署の管轄に屬し大字鏡の村役場の隣に巡査駐在所あり裁判の管轄は松山區裁判所とする。

（）第八回全村佛教の信徒にして眞宗眞言宗の二宗は分る眞宗は常に布教に熱心にして信徒五百四十五眞言宗百十七戸なり。村民の多くに廟の誕すと云ふ迷信あり又眞宗徒の外には大神の取り付くと云ふて人神鬼也も恐れ居れり各種の加持祈福を好みてなすの風あり。

（）第九回神社佛相桑名神社は大字栗井の村社にて來月々祖神、大山津見神、大日雷女貴神市杵島姫神、保食神。

（）第十回五神を合祀す養水二年八月七月神殿を再建し更に慶應元年八月改築す現在のものとなり今の中止記するに足らず。

（）龍華山教圓寺は大字栗井にあり往昔應德元年現地に一字を創營し勸善庵と稱せしが後元錄二年五月廿日白與宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得たり現今の本堂は七間四面にして文化六年三月十八日の建立より境内に別堂あり勸善庵を奉置す佛羅木像にして弘法大師の作にして元高繩山上にあらし見るが當島鎮護の爲め應德元年此地に迎へ安置すと云ふ毎年舊正月五日に開帳あり客客に之に移り後寶永四年六月廿五日眞宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得、現今の本堂は七間四面に之に至る延長約一里最間一三合餘其間隙頗る出坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を纏て字和間に至る延長約一里最間一三合餘其間隙頗る出坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を纏て字和間

（）中島村神之浦、菅野長師の眞宗徒を以て門徒とす。

（）各種團体、天字熊田を除くの外は各大字に青年團體あれども著し成績を擧げず。

（）交通（一）田舎道路は何れも里道にして中央の饒なる村役場を起点とせば東北に烟里を経て栗井に至る延長約十里最間一三合餘其間隙頗る出坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を纏て字和間に至る延長約一里最間一三合餘其間隙頗る出坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を纏て字和間

（）中島村神之浦、菅野長師の眞宗徒を以て門徒とす。

（）各種團体、天字熊田を除くの外は各大字に青年團體あれども著し成績を擧げず。

（）交通（一）田舎道路は何れも里道にして中央の饒なる村役場を起点とせば東北に烟里を経て栗井に至る延長約十里最間一三合餘其間隙頗る出坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を纏て字和間に至る延長約一里最間一三合餘其間隙頗る出坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を纏て字和間

（）西中島村誌

三九三

## 町 村 誌

（一）小漁業 小漁業者は主に内海航行をして、主に魚類の販賣である。漁獲量は年々増加の一途を辿り、漁獲額もそれに比例して増加している。漁業者は多くが中島大浦に居住する。

（二）水産業 水産業は主に漁業をしており、漁獲量は年々増加の一途を辿り、漁獲額もそれに比例して増加している。漁業者は多くが中島大浦に居住する。

（三）農業 農業は主に稲作を中心とした農耕である。耕種は主に手作業で行われる。肥料としては馬糞や人糞等が使用される。

（四）林業 林業は主に松林の伐採を中心とした事業である。伐採された木は主に外島へ輸出される。

（五）漁業 漁業は主に内海航行をしており、漁獲量は年々増加の一途を辿り、漁獲額もそれに比例して増加している。漁業者は多くが中島大浦に居住する。

（六）商業 粟井には木炭販賣商が多く、本村中の商人としては収益最も多く其他酒類積商等あり、その飛白は大柄ものにて小柄は更になし。

（七）本村經濟の一般を見るに大字粟井は貧富の懸隔甚しきれど其他の部落は富の程度均一にして概して豊なる方なり當島方に於ては陸に農耕海に漁獵以て兩者の利を得ること多きを以て生活上安全なるべく隨て各種の税金の如き納期に従るもの殆んど皆無なり。

（八）左衛門治六年不治の難病に罹り利へ遂に兩眼の明を失ひたり家素より亦貧なるに能く看護と生計とが其善行官の知る所となり明治十年一月十五日本縣より賞状及賞品を下賜せられしを始めとし全十三年六月十九日伊豫善行者旌表會に於て故小松宮殿下御臨席の幸榮なる式場にて會長より頌徳狀

## 西 中 島 村 誌

### 三九四

（一）小漁業 小漁業者は主に内海航行をして、主に魚類の販賣である。漁獲量は年々増加の一途を辿り、漁獲額もそれに比例して増加している。漁業者は多くが中島大浦に居住する。

（二）水産業 水産業は主に漁業をしており、漁獲量は年々増加の一途を辿り、漁獲額もそれに比例して増加している。漁業者は多くが中島大浦に居住する。

（三）農業 農業は主に稲作を中心とした農耕である。耕種は主に手作業で行われる。肥料としては馬糞や人糞等が使用される。

（四）林業 林業は主に松林の伐採を中心とした事業である。伐採された木は主に外島へ輸出される。

（五）漁業 漁業は主に内海航行をしており、漁獲量は年々増加の一途を辿り、漁獲額もそれに比例して増加している。漁業者は多くが中島大浦に居住する。

（六）商業 粟井には木炭販賣商多く、本村中の商人としては収益最も多く其他酒類積商等あり、その飛白は大柄ものにて小柄は更になし。

（七）本村經濟の一般を見るに大字粟井は貧富の懸隔甚しきれど其他の部落は富の程度均一にして概して豊なる方なり當島方に於ては陸に農耕海に漁獵以て兩者の利を得ること多きを以て生活上安全なるべく隨て各種の税金の如き納期に従るもの殆んど皆無なり。

（八）左衛門治六年不治の難病に罹り利へ遂に兩眼の明を失ひたり家素より亦貧なるに能く看護と生計とが其善行官の知る所となり明治十年一月十五日本縣より賞状及賞品を下賜せられしを始めとし全十三年六月十九日伊豫善行者旌表會に於て故小松宮殿下御臨席の幸榮なる式場にて會長より頌徳狀

## 町 村 誌

### 財政

（一）人頭税 大字粟井の吉本サヨ子氏（六十六才）は性朴直にして眞宗の信者なり能く其勇に事へ其夫太

左衛門治六年不治の難病に罹り利へ遂に兩眼の明を失ひたり家素より亦貧なるに能く看護と生計とが其善行官の知る所となり明治十年一月十五日本縣より賞状及賞品を下賜せられしを始めとし全十三年六月十九日伊豫善行者旌表會に於て故小松宮殿下御臨席の幸榮なる式場にて會長より頌徳狀

### 西 中 島 村 誌

### 三九五

## 町村誌

西中島村誌

三九六

友木林谷五はり全冊四年四月五日眞宗本派本願寺より信徒の總鑑たりとの賞詞及紺紙金泥六字の法號を賜はれ全年十月廿七日彭善曾温泉支部長より質狀及賞品を授けられたり而してナヨ子は實子なきを以て夫の死後相續人を入れ今は既に隠居の身となり常に小間物駄菓子等の行商をなし頗る健全の舉止を樂めり

白嶽祭傳此中嶋は往昔戰乱のある際諸侯の家の敗滅に當り其將卒が逃れ來り居住せしものなりとて各大家に六軒家或は八軒家と稱する所ありて今に舊家と稱し或は河野の末孫とか大内氏の末孫とか云ひ傳ふれども記録の微すゞるもの更になし其時代の石碑なりとて實に古代の者らしきもの所々に現存す

艾宇鄉面の沖なる「クダコ嶋」には昔算盤の達人の居る在て其算法の秘密により上下の船を自然に引寄せ金品を徵發せしことを與家歎跡なりと嶋上に切り平げたる土地と他より持ち行きて並へたる事の明白に知らるゝ大小の石等數多あり或は藤原純友の党なりとも言ひ傳ふ  
クダコ島燈臺クダコ島燈臺は北緯三十三度五八、東經三十二度三四の所にあり水面より燈火に至る十七丈九尺基盤より燈火に至る二丈五尺石造圓形白色頗る堅固なる第六等燈臺に屬し水銀浮遊式回轉燈臺と稱し葉電氣を用ひ且つ水銀の膨脹力を利用し機關によりて回轉せしめ七秒時間に白赤交々一閃を發す光達距離十七海里晝夜常燈にして一度の手入にて約十日間維持せらる明治三十六年四月初燈建設費約一万八千余圓燃料は發火百六十度以上の安全石油を用ひ一ヶ年の消費高約九十六「ガルソン」燈心は厚形木綿燈心と稱するものにして初めて使用する時より焼き込み点火すれば火力の増減など最便利なり「ガラス」は和製のものにては用を爲さず佛國製「ガラス」を用ひ「レンズ」の上  
下左右には無數の三棱「ガラス」を備へ光線を屈折反射せしめ光を悉く「レンズ」に集むる仕掛にして白色「レンズ」より赤色「レンズ」（二重になれり）は四倍大ならざれば全てもにては亦は白の四分の

一光達巨雖を保つのみなり三棱「ガラス」と「レンズ」にて造りたる燈火器の下部は水銀を盛りたる器に連りて浮遊し最下の機關の心棒によりて廻轉す石油器は燈火器より上方にありて「ポンプ」の理を應用し徐々に管を傳ひ水銀器の中に出て水銀の上に溜りて燈火器の下部に接し吹き上げらる此燈臺は小孤島に建設せられたるものにして官吏は海を隔てて十三町余の神和村怒和島の南端の山頂なる官舍より監視し僅かに十日に一度出張手入れを爲す仕掛けなれば右の外燈臺内の空氣流通の加減瓦斯排出の工夫等此小燈臺たりと雖も學理應用の復雑なる實に想像以上にして驚嘆の外なし

## 神和村誌

### 沿革

本村は怒和二神津和地の三島（上怒和元怒和二神）より成る村名の起因は自ら明かなり

四大字の沿革起因怒和本島は怒和島と稱し上怒和元怒和に別たる往時は上怒和を桑名村元怒和を島尻村といへりとぞ而して幕府時代は本島は元松山領分なりしも大洲藩と土地交換の結果遂に大洲領に移りたり夫より幾年を経て桑名村を上怒和村島尻村を下怒和村と改稱するに下怒和の人民下といふを嫌ひ元怒和村と改む

二神本島は元松島と稱したりしが二神氏なるもの代々居住して里正たりじより現今の名稱となり

津和地本島は往古より津和地と稱し來れるが其起因等知るによしなし

置位及境域怒和島は本郡三津浜町を距る西北六里にあり東は中嶋西は津和地嶋南は二神嶋北は廣嶋縣安藝郡倉橋嶋に對せり

神和村誌

三九七

## 神和村誌

三九八

三神島は怒和津和地の南にあり南は伊豫灘に面し上二タ子、下二タ子、横嶋、中嶋、小市、由利等の小嶋當島に屬せり。

津和地島は怒和島の西にあり南は二神島西南は山口縣大島郡情島及玖珂郡柱島に北は廣島縣安藝郡倉橋島に對せり。

廣 姜 摂和島は東西廿四町南北三十六町周圍三里十八町津和地は東西三十三町南北十三町周圍三里余二神は東西約一里あり南北に狭く廣き所十町内外にして狭き所は三四町に過ぎず。

面 積 本村の總面積は六百八十西町十七步にして其内澤有勿如し。

上 惣 和 百三十八町八反貳畝壹步 平 惣 和 百六十一町一反七畝三步

津和地 二百二町五反九畝廿六步 二 神 百八十二町四反一畝十七步

海岸線 各島共海岸の出入屈曲甚し、海岸線の延長上怒和光惣和は各二里、津和地は約三里、二神は約二里

港 潟 港澗を御すべ程のものなく只津和地港は東怒和島に對し灣入せるを以て帆船の碇泊するものあり

海 峡 中島と惣和島との間を惣和瀬戸と稱す幅一里にして潮流急なれども大形汽船の通航するもの多し

惣和津和地二島の間を三の瀬海峡と稱す幅約廿町あり

津和地の西方字唐藻より山口縣大島郡諸島に對する海上唐藻瀬戸といふ潮流急激にして九浬半の速

度なり滿潮には西方干潮には南方に流る

島 岬 上下二孤島は怒和の西南にあり元惣和に辨天小島伊豫島津和地に流兒島小兒島竹の小島二神に

小南鴨瀬油利中島横島等の小島あり周回何れも陸町乃至一里のものあり

岩礁 には二タ子の「ビシャニ」ばへ惣和の「オコゼ」白石あり津和地は油石三の瀬、唐藻等の隠頭礁の

り其内油石「ビシャニ」「オコゼ」の三礁は時々船舶の坐礁すること往々あり

岬 角 惣和にホシサキ風切鼻津和地に長崎の唐藻二神の龜鼻能崎あり

潮 沙 潮汐満干の差は春秋に甚しくして其差は六七尺なり

潮 流 満潮には東流し平潮には西流す

地 勢 各島共全島殆んど山なれども高峰なし只惣和の「エノクロ」嶺津和地の旗山二神の妙見山米山等最も高し

山 誌 各島共河川池沼なく從て灌漑ハ便なし漸く田畠の間に井を穿ちて田灌水を汲む其勢大なり

天 產 物 及 其 分 布 各島共松樹を產し地質肥沃ならざれども成長速にして多くは薪となし廣島等に積出する海

產物には鈔子繭等多し食料又は肥料として各地に積み出す

區 制 及 政 治 本村は上惣和元惣和津和地二神の四大字より成りて村役場は大字元惣和にあり村會議員の數

は十二名なり

戶 敷 全村の戸敷は七百七十七戸にして其内譯左の如し

上惣和 百三十五戸 元惣和 二百十三戸 津和地 二百七十五戸

二 神 百六十四戸

三九九

## 村町誌

## 神和村誌

## 町村誌

人情風俗 氣質は一般に質朴なりされども木村は僻険の地にして交通不便なるにより社會の刺蝟を受くること多からざるを以て進取の氣象に乏しく又向學心薄し言語は中流以下一般に野卑にして方言訛言多し習慣は納稅の期限を守り忘納者なき良習慣あれども亦陰曆を守り喪家に會して暴飲暴食を爲し部落感情甚し禮法は形式に流れて精神的ならず吉凶の際には酒食を多量に用ゆるを以て厚禮とせり衣服は奢侈に流れず極めて質素なり食物は概して粗食にして家屋は瓦葺多けれども粗造にして衛生の思想乏し

教育 上怒和には上怒和尋常小學校あり明治十一年以前は由良分學校と稱せしが全十二年兒志磨學校と改稱せり全廿年小學校令改正により上怒和簡易小學校を設立し廿五年尋常小學校と改稱し現今に至れり三十四年補習科を設置す

元怒和 乙元怒和尋常小學校あり維新前は寺子屋教育にして専ら神官僧侶之を掌りしが明治十二年怒和島學校を設置せり二十年四月小學校令改正により元怒和簡易小學校を設置し二十五年尋常小學校と改稱す三十四年五月より補習科を設置せり

津和地 には津和地尋常小學校あり維新前は寺子屋教育なりしが明治六年に至り日新學校の創立あり寺院を以て校舎に充てたりしが十二年現今の校舎を新築せり明治二十年四月小學校令改正により津和地簡易小學校と改稱し全廿五年尋常小學校と改稱し現今に至れり三十四年五月補習科を設置す

二神 には二神尋常小學校あり明治八年の創設にして二十年四月二神簡易小學校と改稱し廿五年尋常小學校と改稱し現今に及べり廿六年四月より補習科を設置す

元怒和及津和地 には夜學會ありて冬季に於て短期夜學會を開き青年を教育す

衛生 各大字に衛生組合を設け組長幅組長及委員等を設け衛生事務に從事す避病金は各大字にありて傳染病患者を収容す清潔法は毎年定期に施行せり

## 町 村 誌

警察及裁判所 警察は三津署の管轄にして大字津和地に巡回駐在所あり裁判所は松山區裁判所の管轄に屬し登記事務は東中島出張所の取扱ひに屬せり

宗教 宗教は佛教のみにして禪宗真言宗等あり古來盛衰なし

神社佛閣 村社若宮八幡神社 は大字上怒和宮浦の境にあり嘉保元年の創営にして文明九年寶殿を再建し

て現今に至る祭神群ならず

嚴島神社 は元大字津和地にあり神龜五年九月の創立なるが沿革群ならず

八幡神社 は貞觀四年四月三島神社は神龜五年八月の創営にして大字津和地にあり兩社共由緒群ならず

宇佐八幡大神社 は大字二神にあり嘉保二年の勅請にして祭神は氣長足姫命譽田別命思姫命津湍姫

命市杵嶋姫命なり

妙見神社 は全大字妙見山の山腹にあり舊里正二神家の祖先二神藤四郎種家の安鎮せし者なりと今

は廢社せり

西清寺 は大字元怒和にあり正徳二年十一月の創立なるが由來群ならず

延福寺 は全大字にあり永壽山と號す京都妙心寺の直末にして慶長年間松山城主加藤嘉明の開基に

屬し本尊は聖觀音にして加藤家の守本尊なり當寺は往古宇宮の浦にありしを後今地に移せしなり

當寺は寶曆年間祝融の災に罹り現堂宇は當時の假本堂なりと

洞源寺 は大字津和地にあり仙遊山と號す曹洞宗にして温泉郡御幸村龍泰寺の末寺なり寛永十一年

越前永平寺の法孫久嶽の開基創建なり

安養寺 は大字二神にあり寛延四年の創建にして本尊は阿彌陀如來なり檀徒百三十六戸あり

各種團体 大字上怒和津和地二神元怒和には漁業組合の設置ありて漁業の改良進歩を謀りつゝあるも日尚

神 和 村 誌

物の量なるものは松にして之に次ぐは柏なら多くは柳となつて三年後則て及成焉  
水生植物の主なるものは海魚にては「鰐、鰐、鰐、鰐」貝類にては「アサヒ、アサヒ、アサヒ、アサヒ」  
水生植物の主なるものは松にして之に次ぐは柏なら多くは柳となつて三年後則て及成焉  
水生植物の主なるものは松にして之に次ぐは柏なら多くは柳となつて三年後則て及成焉  
水生植物の主なるものは松にして之に次ぐは柏なら多くは柳となつて三年後則て及成焉  
水生植物の主なるものは松にして之に次ぐは柏なら多くは柳となつて三年後則て及成焉

## 神和村誌

神和村誌

四〇一

は浅く其効を見るに至らず又青年會なるものより齋若者組を廢し風俗改良學術研究を爲しつゝ大字元和にも青年會あるもの日尚浅く見るべきものなし大字津和地には同志會あるが有志の團

結にして諸般の事業經營風俗改良等に勉め大に活動しつゝあり

### 交通

木村より縣觀音役所は東南にあり海陸里程七里余西中島村役場へ東海上一里あり

航 路 定期航海船なし臨時に小廻船を以て用途を便するのみ

郵便電信 郵便は大浦局の區域に屬し一日二回の集配ならず離島なつて以て集配時間確定せず

殊に暴風雨の際は數日延著することあり電信は三津濱局による

生 業 農業 農產物の主なるものは甘藷麥等にして多く三津濱に販賣す米は田地少なく隨て產額多か

らざるを以て三津濱郡中等より購買す

林 業 樹木の重なるものは松にして之に次げるは樺なり多くは薪となして三津濱郡中及廣島地方に販賣す

水産業 水產物の主なるものは海魚にては「鯛、鰐、鰐、鰐子」貝類には「ナザエ、ナマコ、蛤貝」

海草には「布海苔、鹿尾菜、トコロテン草、肥料海藻」等あり販路は大阪廣島吳三津濱等にして其收

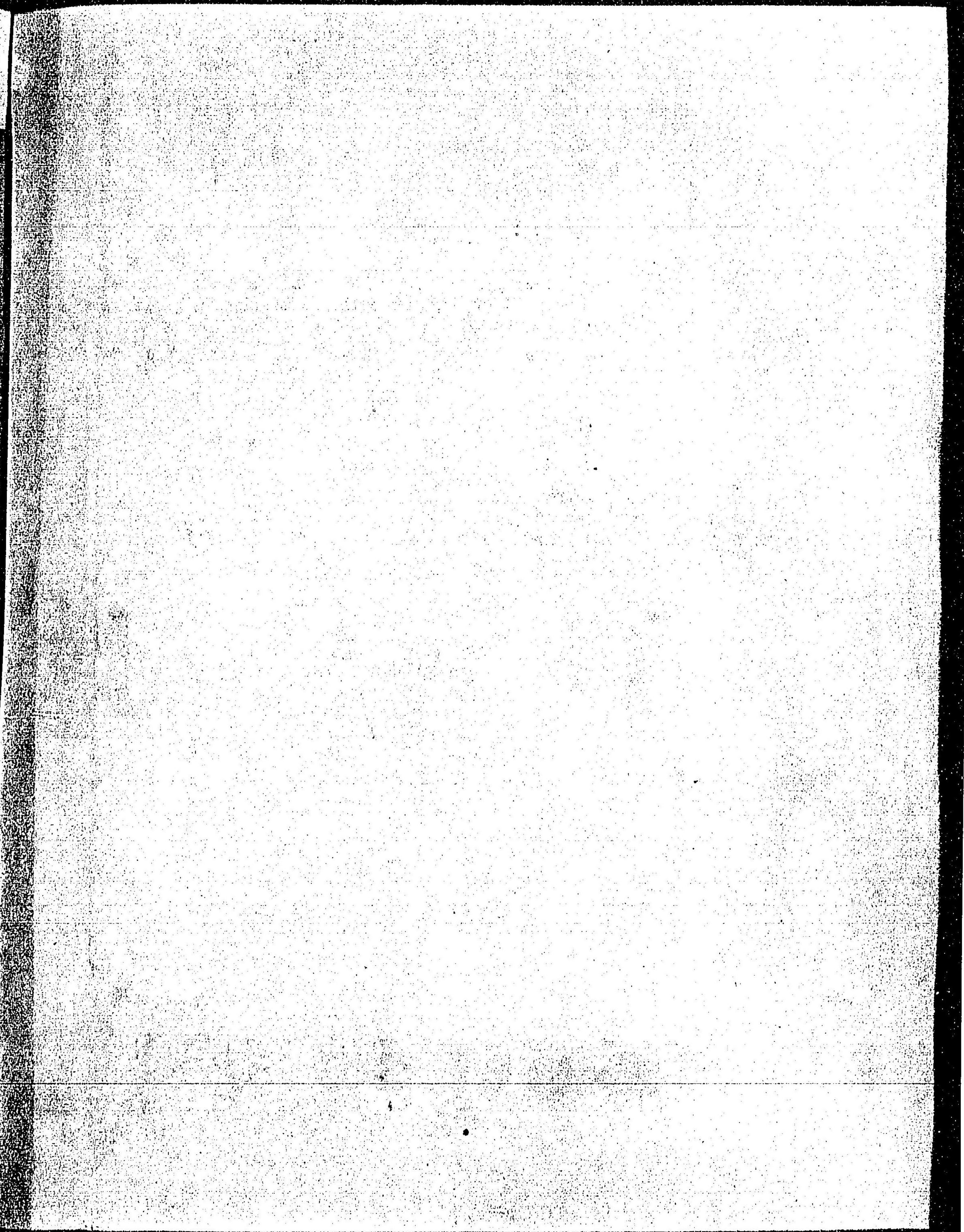
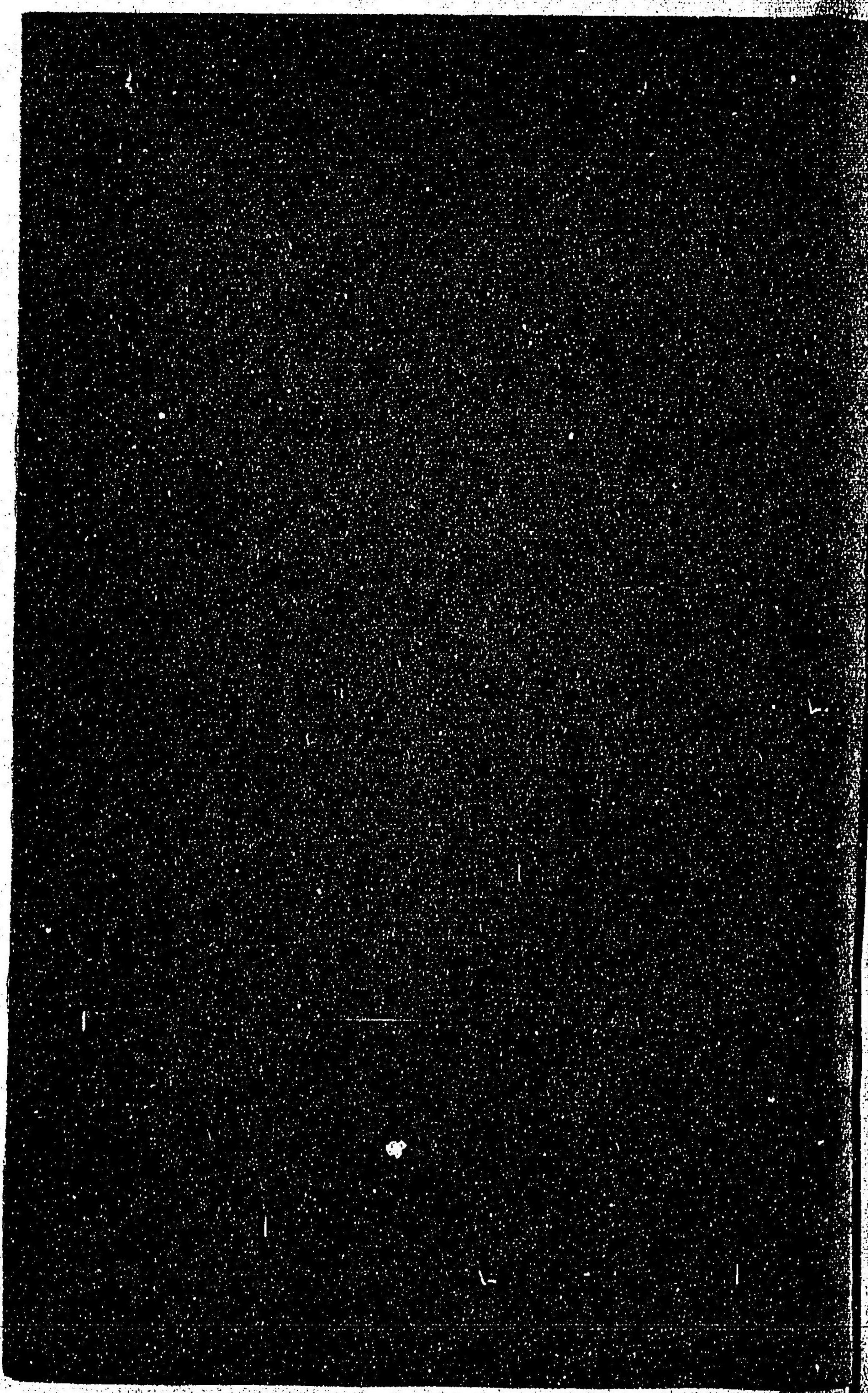
獲數万圓に達す

商工業 別に記するに足るものなし

財 政 人民一般に勤勉にして農業漁業に勵むを以て資富の豐裕甚しからず財源の主なるものは農業にあ

らずして漁業にあり

團體貯金なく只學校生徒の郵便貯金を爲すあるのみ



明治四十二年三月十日印刷

明治四十二年三月十七日發行

著作者 愛媛教育協會溫泉部會

愛媛縣松山市板町拾壹番戸

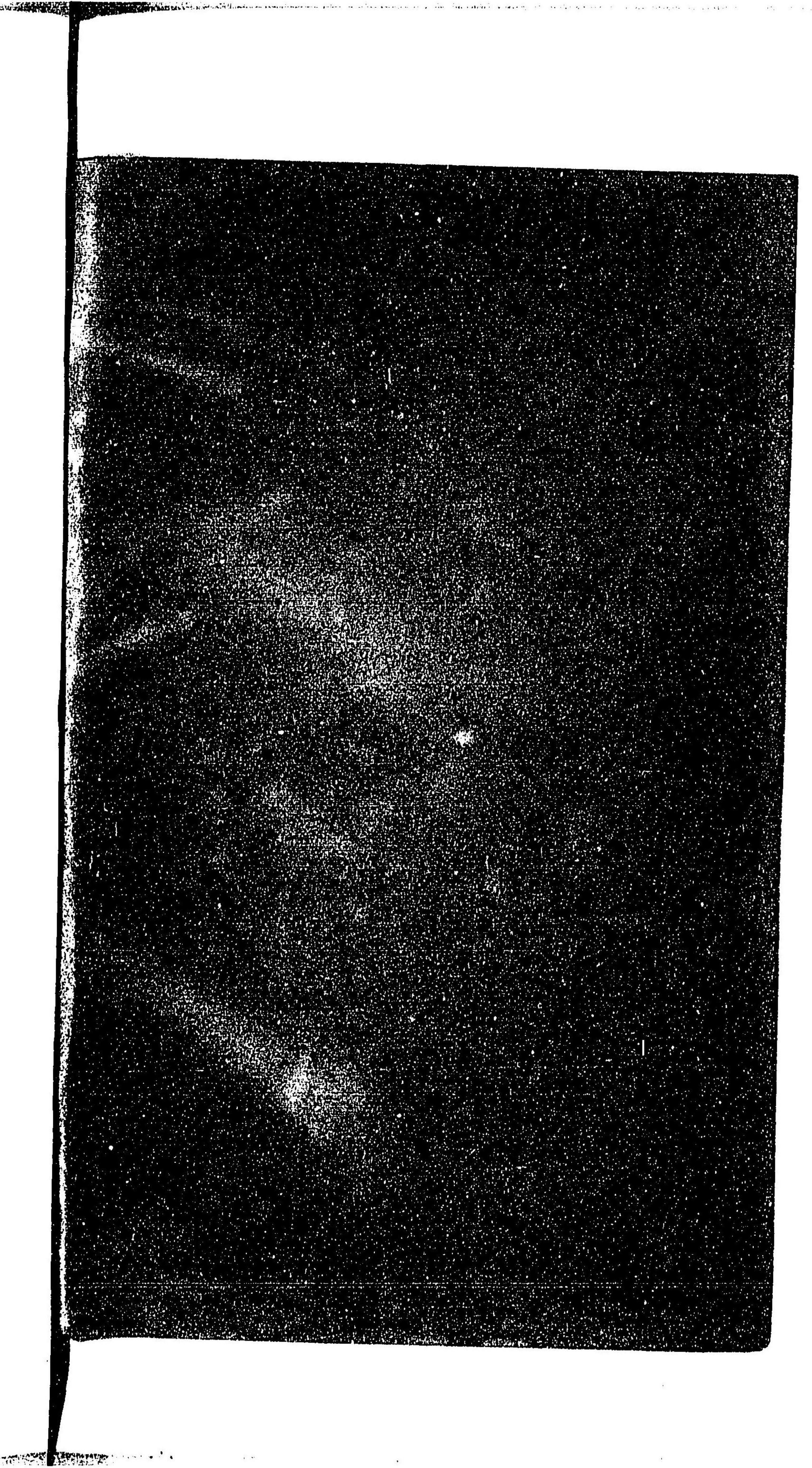
發行者 岡野音彌

同 所

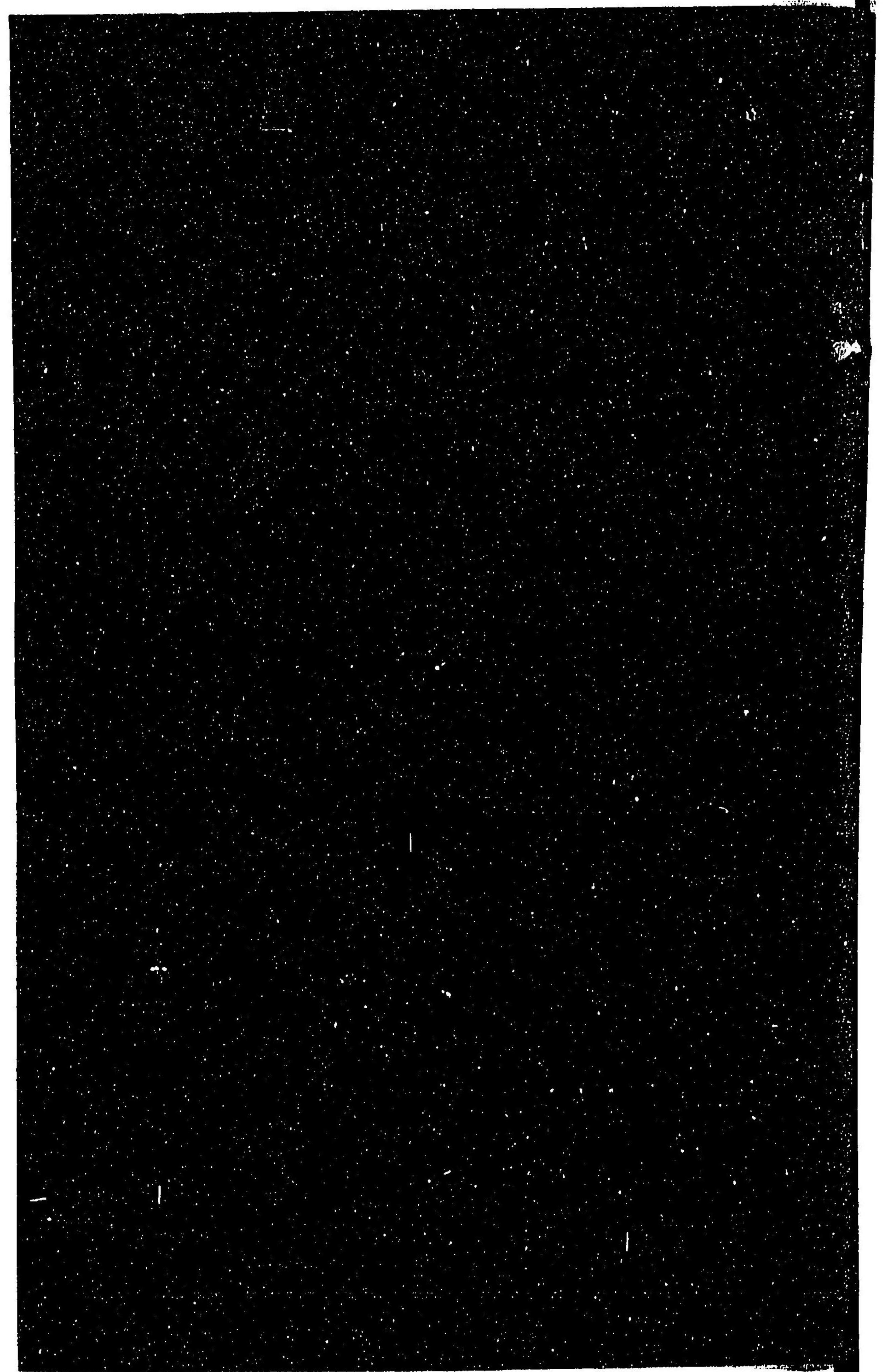
印刷者 岡野音彌

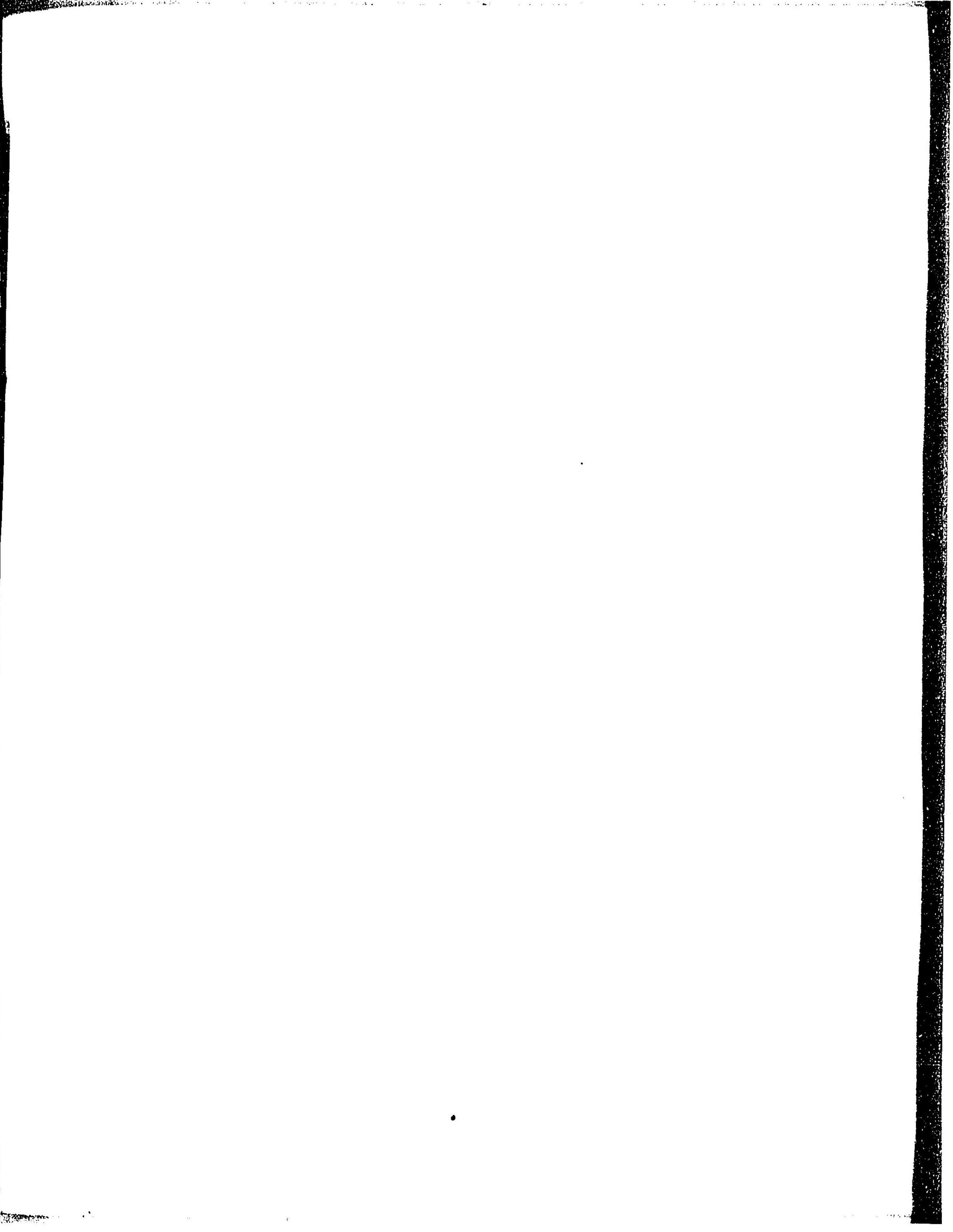
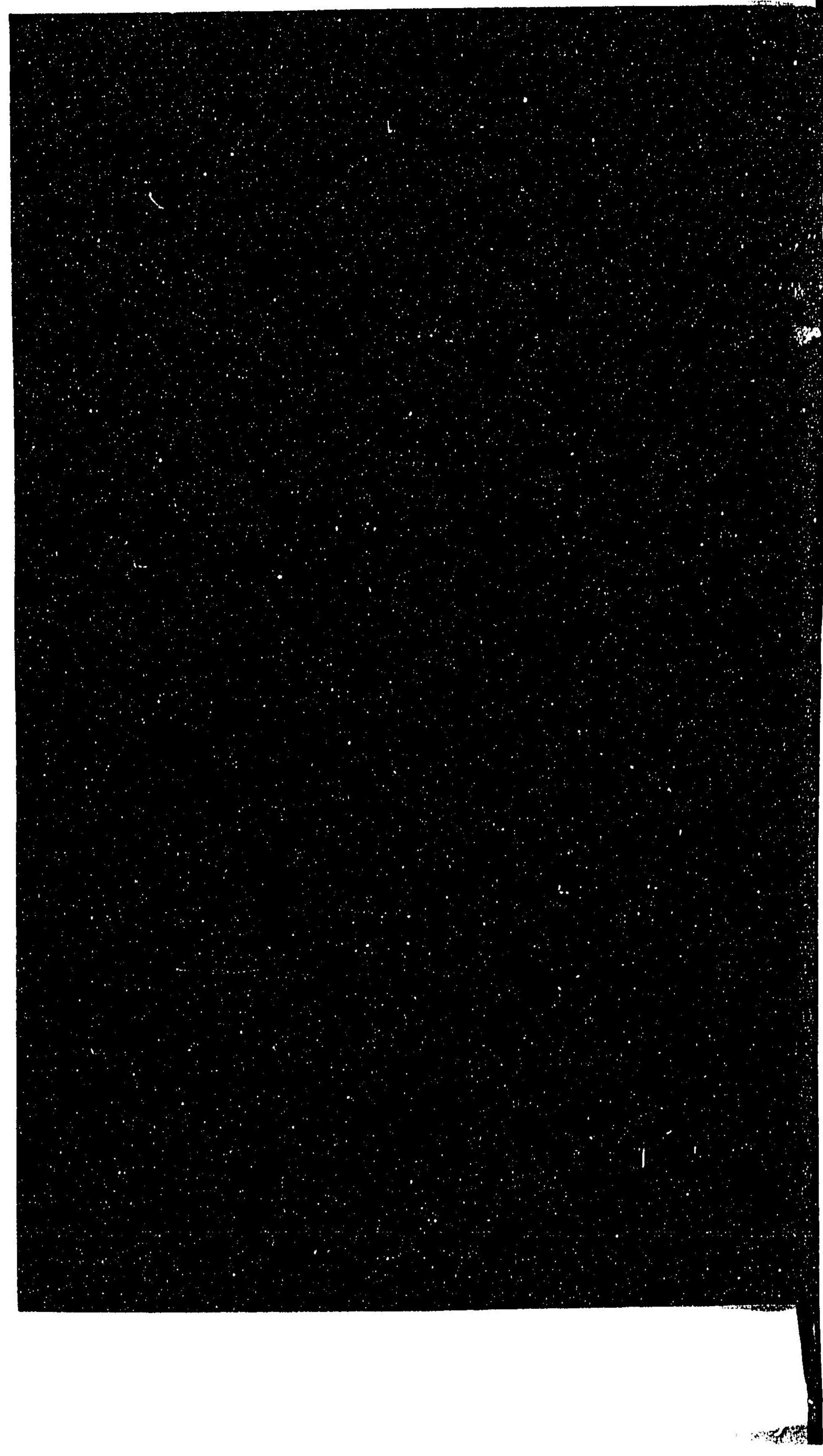
同 所

印刷並發行所 合名會社 松山向陽社



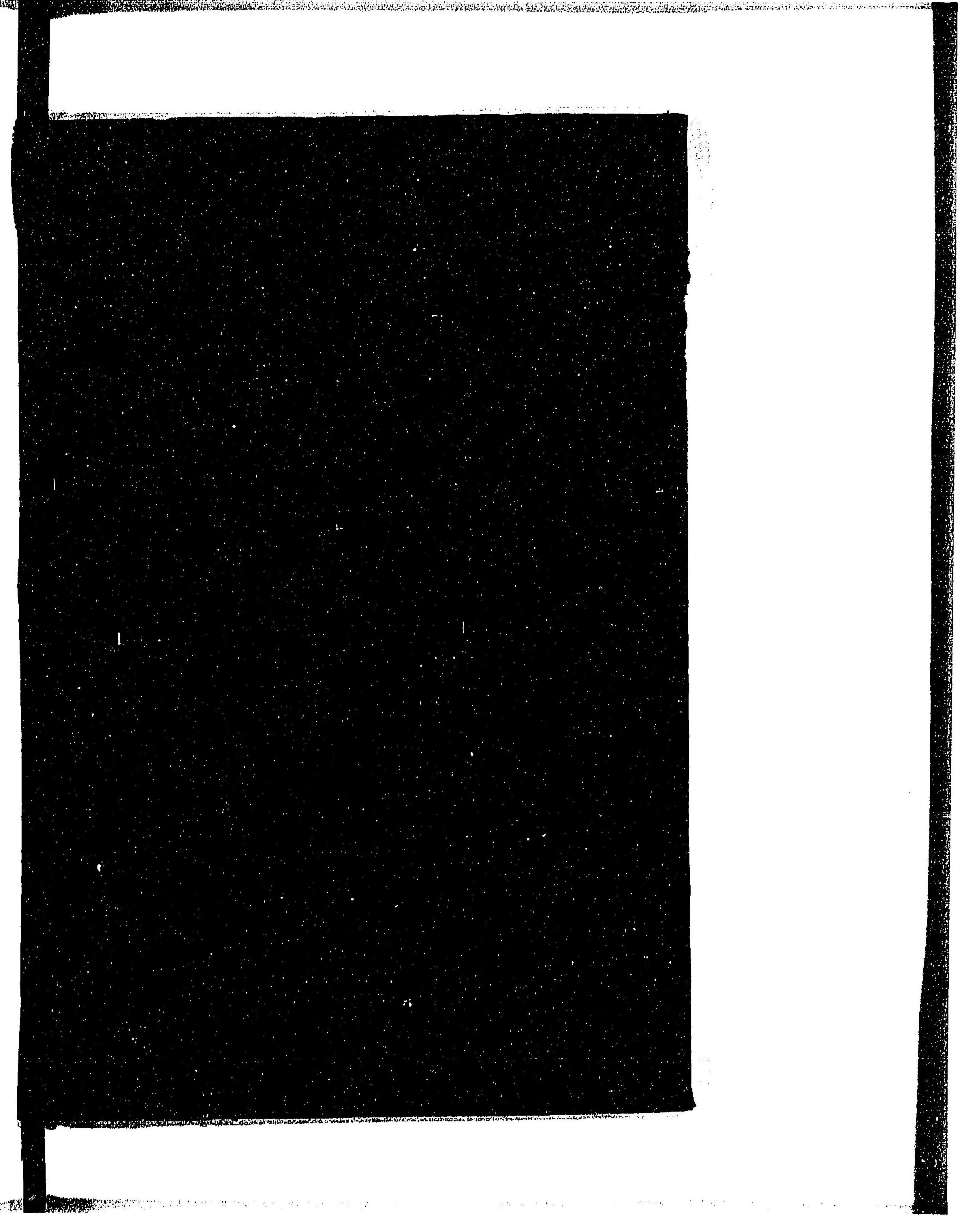














026052-000-2

64-107

温泉郡誌

愛媛教育協会温泉部会／著

M 4 2

ADC-3700

